

令和3年（ネ）第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

控訴審第14準備書面

（社会情勢の変化についてのまとめ）

2023（令和5）年3月16日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

同 弁護士 本 橋 優 子

目次

第1	はじめに	5
第2	諸外国の動向	5
1	同性間の婚姻を可能とした国が34か国にものぼること	5
2	同性間の婚姻を認めないことが憲法違反との司法判断がなされている国が多数あること	7
第3	国連や国際人権法の動向	8
第4	地方自治体の動向	8
1	パートナーシップ制度の広がりとその限界	8
(1)	パートナーシップ制度の広がり	8
(2)	ファミリーシップ制度の広がり	9
(3)	制度導入自治体間の連携協定	9
2	地方議会による同性婚に関する意見書の採択	10
3	指定都市市長会が取組の強化を国に求めていること	10
4	性の多様性条例の制定	11
第5	民間企業の動向	11
1	日本を代表する有名企業を含む300を超える企業が同性婚の法制化に賛同していること	11
(1)	在日アメリカ商工会議所の提言	11
(2)	同性婚の法制化に賛同する企業を可視化するキャンペーンの発足	12
2	社内外における取組の増加	12
(1)	取組の概況～村木真紀氏の陳述から～	12
(2)	企業内の同性カップルに関する取組	13
(3)	顧客に対する取組	15
第6	弁護士会等弁護士団体の動向	15
1	弁護士会等の意見	15

(1) 日本弁護士連合会によるもの	15
(2) 各地の弁護士会連合会によるもの	16
(3) 弁護士会によるもの	16
2 弁護士会以外の弁護士団体の意見	20
第7 その他団体	20
1 学術団体の提言	20
2 福祉系団体の意見	21
第8 セクシャル・マイノリティ当事者調査の結果	21
第9 世論調査の結果	22
第10 司法の動向	25
1 「結婚の自由をすべての人に」訴訟	25
2 同性カップルに関わるその他の訴訟	26
(1) 元パートナーに対する不貞慰謝料請求訴訟	26
(2) 同性パートナー在留資格訴訟	26
(3) 犯罪被害者遺族給付金訴訟	28
(4) 財産分与審判	29
第11 国の取組	29
1 1990年代までの動向	29
2 2000年代以降の動向	29
(1) 政府の取組	29
(2) 政府が差別の是正をほとんど行っていないこと	32
第12 政治の動向	33
1 国会の状況	33
(1) 質疑における内閣総理大臣による答弁等の状況	33
(2) 婚姻平等法案	34
(3) その他の関連法案	34

2	候補者アンケート調査	35
3	国会議員の同性婚への賛否の割合	36
4	マリフォー国会（院内集会）	36
	（1）第1回マリフォー国会.....	36
	（2）第2回マリフォー国会.....	36
	（3）第3回マリフォー国会.....	37
	（4）第4回マリフォー国会.....	37
	（5）マリフォー国会に言及する国会での質問	37
4	政党の公約等	37
	（1）2017年衆院選での公約化と2019参院選.....	38
	（2）2021年衆院選.....	38
	（3）2022年参院選.....	39
	（4）小括.....	39
5	与党である自由民主党の状況	40
	（1）国会議員や国政選挙候補者における同性婚賛成の割合が他党に比べ極めて低いこと	40
	（2）自由民主党内と党支持層との間にも大きなギャップがあること	41
	（3）自由民主党の国会議員などによる相次ぐ差別的言動.....	42
	（4）世界平和統一家庭連合（旧統一教会）や神道政治連盟の影響.....	45
第13	まとめ	48

第1 はじめに

控訴人らは、訴状第7の2（「本件規定の違憲性が明白であること」）において、国内外の諸事情・動向を挙げて「法律上同性の者との婚姻を認めない現行法上の規定が憲法24条1項及び同14条1項違反であることは、遅くとも、原告らが日本において婚姻届を提出したときよりも相当前の時点において、国会にとって明白になっていた」と主張した（訴状59頁）。

また、提訴後もこうした諸事情・動向は進展の勢いを増していたため、控訴人らは、これまでに原審第1、第3、第5、第8、第10準備書面及び控訴審第1準備書面においてこの点について主張を補充し、証拠を追加提出した。

控訴人が控訴理由書の第4の1（1）（「違法性の判断基準時」、39頁以下）で述べたとおり、本件規定を改正しないという立法不作為の違法性の判断基準時は事実審の口頭弁論終結時であり、その時点までの社会状況の変化等を含む事情が違法性判断の基礎となるものと解されるところ、本書面では、同性婚及びこれに類似する制度の導入に関する様々な取組や社会の変化等について、控訴審第1準備書面（2021年（令和3年）6月24日付）において記載後の事実を補足しつつ、本件規定の違憲性が明白であることを裏付ける社会情勢の変化について総括的に論ずる。

第2 諸外国の動向

1 同性間の婚姻を可能とした国が34か国にものぼること

2000（平成12）年、オランダで、世界で初めて、法律上の性別が同じ者との婚姻を可能とする立法措置がとられて以降、2022（令和4）年11月22日時点で同性同士の婚姻が可能となっているのは、次頁以降の表に記載した国々である。また、表に記載していないが、メキシコでも一部の州で同性婚が可能となっており、同性婚を可能とする国（国の一部で可能な国を含む）は、2022（令和4）年10月時点で、メキシコ含め33か国に及んでおり（甲A564）、その後、2023（令和5）年1月にアンドラ公国が加わっ

たことで34か国に増加している。

2022（令和4）年時点で、世界人口に占める同性婚を認める国の割合は17パーセントであり、世界のGDPに占める同性婚を認める国の割合は52パーセントである（甲A564。同性婚を可能する法律が施行された年月についても、甲A514を参照されたい。）。

年 ※「同性婚を可能とする法律が成立した年」または「裁判所が同性婚の禁止を憲法違反とするなど同性婚を認める判断を出した年」を記載	国・地域	証拠
2000（平成12）年	オランダ	甲A98・68ないし80頁、
2003（平成15）年	ベルギー	
2005（平成17）年	スペイン	
	カナダ	
2006（平成18）年	南アフリカ	
2008（平成20）年	ノルウェー	
2009（平成21）年	スウェーデン	
2010（平成22）年	ポルトガル	
	アイスランド	
	アルゼンチン	
2012（平成24）年	デンマーク	
2013（平成25）年	ウルグアイ	
	ニュージーランド	
	フランス	
	ブラジル	
	英国（但し、北アイルランド除く）	
2014（平成26）年	ルクセンブルク	
2015（平成27）年	フィンランド	

年 ※「同性婚を可能とする法律が 成立した年」または「裁判所が 同性婚の禁止を憲法違反とす るなど同性婚を認める判断を 出した年」を記載	国・地域	証拠
	アイルランド	
	アメリカ	
2016（平成28）年	コロンビア	
2017（平成29）年	台湾	
	マルタ	
	ドイツ	
	オーストリア	
	オーストラリア	
2018（平成30）年	コスタリカ	甲A354
2019（令和元）年	エクアドル	甲A137
	北アイルランド（英国）	甲A565 甲A566
2021（令和3）年	スイス	甲A567、甲A568
	チリ	甲A569
2022（令和4）年	スロベニア	甲A570
	キューバ	甲A571
2023（令和5）年	アンドラ公国	甲A572

2 同性間の婚姻を認めないことが憲法違反との司法判断がなされている国が多数あること

法律上の性別が同じ者同士の婚姻が可能となる過程は、各国や地域で様々であるが、司法機関において同性婚を認めないことは憲法違反であると判断されたことにより法律上の性別が同じ者同士の婚姻が可能になった国として、カナダ（甲A573）、南アフリカ（甲A573）、アメリカ（甲A99、甲A100・219ないし256頁）、コロンビア（甲A573）、台湾（甲A101-1、同-2（訳文）、甲A259）、コスタリカ（甲A354）、エクア

ドル（甲A137）、スロベニア（甲A570）がある。

第3 国連や国際人権法の動向

国連自由権規約人権委員会は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（「自由権規約」）の実施状況に関する第7回日本政府報告書に対して、2022（令和4）年10月13日及び同月14日に行われた審査を踏まえ、同年11月3日に総括所見を公表した（甲A574-1、甲A574-2）。

同総括所見は、包括的な反差別法がないことへの引き続きの懸念が表明し、その差別事由として性的指向、性自認も明示的に含められた。また、同総括所見は、「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、およびトランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍の性別変更、法律的な結婚へのアクセス、および矯正施設での処遇において、差別的な扱いに直面していることを示す報告に懸念を抱いている（第2条および第26条）」とし、締結国が行うべきこととして、「(b) 同性カップルが公営住宅へのアクセスや同性婚を含め、規約に規定されたすべての権利を締約国の領域のすべてで享受できるようにする。」（甲A574-1、甲A574-2）ことを指摘している。

第4 地方自治体の動向

1 パートナーシップ制度の広がりとその限界

（1）パートナーシップ制度の広がり

日本各地でパートナーシップ制度は益々広がりを見せており、2023（令和5）年3月1日時点で、少なくとも264の地方自治体がパートナーシップ制度を導入または導入予定であることが確認できている（別紙1「パートナーシップ制度導入自治体一覧」のとおり。なお、導入自治体数は、都道府県又は市区町村の別を問わず、いずれも導入した自治体の数を1として計上したものである（甲A734）。

北海道においては、札幌市のほか、江別市、北見市、函館市、帯広市、苫小牧市がパートナーシップ制度を導入している。北海道以外の都府県でパー

トナーシップ制度を導入しているのは、青森県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、静岡県、富山県、三重県、大阪府、福岡県、佐賀県の12都府県である。また、さいたま市や千葉市、横浜市、京都市、大阪市、広島市、高松市、福岡市など、北海道外でも多くの主要都市がパートナーシップ制度を導入している。

2023（令和5）年1月10日時点でパートナーシップ制度を導入済みの自治体を基準にした場合、日本の総人口に対する人口カバー率は65.2%となり（甲A734）、70%に迫りつつある。

（2）ファミリーシップ制度の広がり

兵庫県明石市は、2021（令和3）年1月、2者間のパートナーシップのみならず、家族として暮らしている子ども（未成年者）との関係も合わせて証明する制度である「ファミリーシップ制度」を導入した（甲A470の29）。同様の制度は、別紙2「ファミリーシップ制度導入自治体一覧」のとおり、2023（令和5）年3月1日時点で、47の地方自治体が導入済み又は導入予定である。

また、ファミリーシップ制度という形式ではないが、パートナーシップの当事者が希望する場合には子の名前をパートナーシップ制度関係の書類に記載する自治体もあり、北海道内では、函館市と帯広市がそのような取扱いをしている（甲A746、甲A747）。全国では、2022（令和4）年8月1日時点で、12の地方自治体で同様の取扱いがなされている（甲A748）。

（3）制度導入自治体間の連携協定

パートナーシップ制度もファミリーシップ制度も、地方自治体の取組であり、基本的に当該自治体限りのものである。したがって、別の自治体に転居し、要件を充たさなくなった場合は、宣誓書受領証等を返還しなくてはならないのが通常である。仮に、転出先の自治体がこれらの制度を導入してい

も、転出先の自治体で別途手続をしないといけないし、そもそも転出先の自治体がこれらの制度を導入していなければ、制度の利用はできなくなる。

もっとも、近時は、パートナーシップ等の制度を導入した自治体間での相互利用連携が広まりつつある。例えば、札幌市は、北見市、江別市、苫小牧市、岩見沢市と連携をしている。これにより、札幌市や札幌市の連携自治体でパートナーシップ宣誓を行ったカップルは、札幌市と札幌市の連携自治体間で転出する場合であれば、転出前の自治体に対して届出を行うことで、転居前に交付された宣誓書類（パートナーシップ宣誓書受領証と受領（証）カード）を転居先でも使用することが可能となっている（甲A749）。

2 地方議会による同性婚に関する意見書の採択

京都府長岡京市（甲A332）、奈良県大和郡山市（甲A750）、東京都清瀬市（甲A751）、東京都小金井市（甲A752-1、752-2）、東京都町田市（甲A753）、京都府京田辺市（甲A754）では、議会が同性婚に関する意見書を採択しており、各意見書は、衆参議院各議長、内閣総理大臣、法務大臣などに提出されている。

3 指定都市市長会が取組の強化を国に求めていること

地方自治体は、パートナーシップ制度やファミリーシップ制度の導入など、地方自治体としてできる限りのことを行っており、パートナーシップ制度を導入した自治体数は264、ファミリーシップ制度を導入した自治体数は47にも上っており、その人口カバー率は70%に迫りつつある。

しかしながら、同性カップルに対する全国レベルでの法的保障等の取組は国でなければできないことから、全国20の指定都市の市長からなる指定都市市長会は、2018（平成30）年7月、国に対する要請「性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請」を全会一致で採択し、内閣府に対して要請を行っている（甲A92、

93)。

4 性の多様性条例の制定

地方自治体は、パートナーシップ制度等の導入だけではなく、性の多様性に
関する条例の制定にも取り組んでいる。

2016（平成28）年に行われた全地方自治体対象の調査（但し、熊本地
震の影響で実施できなかった熊本県及び同県内自治体と宮崎県内の一部の自治
体は除く）では、性的指向・性自認に関する言及が条例にあると答えた自治体
は27件（3.1%）、計画等にあると答えた自治体は188件（23.2%）
にも及んでおり（甲A67・12頁）、同調査後、東京都国立市、東京都、三
重県等においても、性的少数者、性的指向、性自認に言及する条例が作られて
いる（甲A755）。

また、性的指向・性自認及び性的少数者に対する差別的な取扱いを禁止する
こと等を規定する条例の制定及び施行も相次いでおり、2022（令和4）年
1月1日から同年12月31日までの間だけでも、大阪府守口市、埼玉県深谷
市、秋田県、東京都江戸川区など15の自治体で条例が制定され、施行されて
いる（甲A756）。

第5 民間企業の動向

1 日本を代表する有名企業を含む300を超える企業が同性婚の法制化に賛同 していること

（1）在日アメリカ商工会議所の提言

在日アメリカ商工会議所（ACCJ）は、2018（平成30）年9月、
「在日米国商工会議所意見書 日本で婚姻の平等を確立することにより人材
の採用・維持の支援を」を公表し、日本政府に対して、同性カップルにも婚
姻の権利を認めるよう提言した（甲A112）。この意見書への賛同は、欧
州ビジネス協会や在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所等の在
日本の外国の商工会議所のみならず、多数の企業、法律事務所等に広がって

おり（甲A757）、賛同団体は135に及んでいる（甲A758）。

（2）同性婚の法制化に賛同する企業を可視化するキャンペーンの発足

2020（令和2）年11月18日、同性婚法制化に賛同する企業を可視化するキャンペーン「Business for Marriage Equality」が発足した（甲A759）。

同キャンペーンに賛同する企業・団体は、2023（令和5）年3月6日時点で362に及んでいる（甲A760）。なお、「Business for Marriage Equality」と「在日米国商工会議所意見書」のいずれにも賛同している企業や団体もある。

上記の362の賛同企業・団体には、従業員数301人以上の企業が114社、1000人以上の企業が87社、1万人以上の企業が24社、10万人以上の企業が3社（ソニー株式会社、株式会社ブリヂストン及び本田技研工業株式会社）含まれている（甲A761）。賛同企業には、富士通株式会社、株式会社三菱ケミカルホールディングス、日本たばこ産業株式会社、株式会社LIXILグループ、KDDI株式会社、株式会社資生堂、TOTO株式会社、三菱自動車工業株式会社、積水ハウス株式会社、コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングスグループ株式会社、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社、田辺三菱製薬株式会社等の有名企業が含まれる（甲A762）。

2 社内外における取組の増加

（1）取組の概況～村木真紀氏の陳述から～

前述したキャンペーン「Business for Marriage Equality」を行っている団体の1つである「認定NPO法人 虹色ダイバーシティ」の村木真紀代表は、レズビアンであり、女性のパートナーと生活している（甲A763・1頁）。

村木代表は、新卒で入社した会社では異性愛者のふりをしなくてはならず、

周囲でなされる話に混ざることができなかった。上司や同僚に対して嘘をつくことに罪悪感をもって過ごした。結局、職場でのコミュニケーションを避けがちになり、3年で転職した（同2、3頁）。

その後、村木代表は、うつ、失業等も経て、2012（平成24）年に当時勤めていた会社を退職し、2013（平成25）年に性的指向や性自認など性のあり方で格差のない社会づくりに向けて活動する「NPO法人 虹色ダイバーシティ」を立ち上げた（同3～5頁）。同NPOは、大手企業や自治体に対して、LGBT施策をアドバイスしてきた（同6頁）。

村木代表によると、以前は、LGBT施策は外資系の一部企業が取り組んでいるに過ぎなかったが、日系の歴史ある企業でも、同性パートナーやその子どもを家族とみなすように福利厚生制度の見直しに取り組む企業が増えてきているという（同6頁）。また、生命保険契約において、同性パートナーを保険金の受取人にできるものが増えるなど、同性同士のパートナー向けのサービスも進んできているという（同6頁）。

（2）企業内の同性カップルに関する取組

職場での性的マイノリティに関する取組については、その評価指標である「PRIDE指標」とその認定企業が2016年から毎年発表されている（甲A764）。

「PRIDE指標」は、「Policy（行動宣言）」、「Representation（当事者コミュニティ）」、「Inspiration（啓発活動）」、「Development（人事制度・プログラム）」及び「Engagement／Empowerment（社会貢献・渉外活動）」の5つの評価指標からなり、5つの指標のすべてを充たしていればゴールド、4つでシルバー、3つでブロンズの認定となる（甲A765）。

このうち、「Development（人事制度・プログラム）」の評価指標を充たすには、同性パートナーがいる従業員向けの次の5つの施策のう

ち2つ以上を実施している必要がある（甲A766）。

- ① 結婚、出産、育児（パートナーの子も含む）、家族の看護、介護（パートナー及びパートナーの家族も含む）等の各休暇や休職制度
- ② 慶弔金、出産祝い金、家族手当、家賃補助等の支給金
- ③ 赴任手当、移転費、赴任休暇、語学学習補助（パートナーにも語学学習の補助を認める）等の赴任関係の施策見直し
- ④ その他の福利厚生（社宅、ファミリーデー、家族割、保養所等）
- ⑤ 会社独自の遺族年金、団体生命保険の受取人に同性パートナーを指定できるようにすること

2022（令和4）年の認定企業は、ゴールドが318社、シルバーが51社、ブロンズが29社であった（甲A765）ところ、このうちゴールド認定の企業においては、上記のような同性パートナーがいる従業員向けの施策のうち2つ以上が実施されていることが窺われる。ゴールド認定企業中には、川崎重工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、株式会社NTTドコモ、ANAホールディングス株式会社、日本航空株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、関西電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社などの有名企業が多数含まれている（同）。また、法律事務所では、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、長島・大野・常松法律事務所、西村あさひ法律事務所、外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ、ベッカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）がゴールド認定を受けている（同）。

シルバーやブロンズ認定の中にも同性パートナーがいる従業員向けの施策を実施している企業があると考えられ、また、「PRIDE指標」の認定に応募をしていないが施策を行っている企業もあると思われることから、同性パートナーがいる従業員向けの施策を行っている企業は相当数にのぼるものと言える。

(3) 顧客に対する取組

企業による同性カップルの顧客向けのサービスも広く行われるようになりつつあり、例えば、家族割引を同性カップルでも受けられるようにすること、損害保険において同性パートナーを被保険者に指定できるようにすること、生命保険の受取人に同性パートナーを指定できるようにすることなど、同性パートナーについて配偶者と同様の取扱いを認める企業の取組が広がっている。北海道内では、北洋銀行が同性パートナーに住宅ローンの申込みを認めている例がある（甲A767）。また、北海道外では、福岡の三好不動産が、LGBT専用サイトを立ち上げ、同性カップルの住宅賃借や住宅購入が行いやすくなるよう、会社をあげて取り組んでいる例がある（甲A768）。

第6 弁護士会等弁護士団体の動向

1 弁護士会等の意見

(1) 日本弁護士連合会によるもの

日本弁護士連合会は、2015（平成27）年7月に455名の申立人によりなされた人権救済申立てを受けて、2019（令和元年）7月18日、「国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである」とする意見書（「同性の当事者による婚姻に関する意見書」）を取りまとめ、同意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び法務大臣に提出された（甲A153、甲A154）。

また、日本弁護士連合会は、2022（令和4）年11月9日、国連自由権規約人権委員会が同月3日に発表した総括所見（甲A574-1、甲A574-2）について、同性婚における差別的扱いの是正等が勧告されたことを述べた上、「日本政府が委員会の勧告について誠意をもって受け止め、その解決に向けて、立法化を含む法制度の実施や改善、研修の充実等に努力することを強く求める」とする会長声明（「国際人権（自由権）規約委員会の総括所見に対する会長声明」）を発出した（甲A769）。

さらに、日本弁護士連合会は、２０２３（令和５）年２月１６日、「性的少数者に対する差別発言に抗議し、速やかな同性婚法制化を求める会長声明」を発出し、荒井勝喜前首相秘書官が同性カップルについて「隣に住んでいるのもちょっと嫌だ」などと発言したことについて、当該発言を性的少数者に対する差別発言に該当するとして抗議するとともに、国に対し、速やかに、ＬＧＢＴ等の性的少数者に対する理解を深め差別を撤廃するための施策を進め、同性婚法制化を実現することを求めた（甲Ａ７７０）。

日本弁護士連合会のほか、各地の弁護士会連合会や弁護士会でも、意見書や決議等が次のとおり相次いで発出され、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び法務大臣などに提出されている。

（２）各地の弁護士会連合会によるもの

年月	連合会の名称	決議名等	証拠
２０１８ （平成３０）年 ７月	北海道弁護士会 連合会	同性カップルの家族としての関 係を法的に保障するため、婚姻制 度の平等を求める決議	甲Ａ１１３
２０２１ （令和３）年 １１月	近畿弁護士会連 合会	同性間の婚姻に関する法改正を 求める決議	甲Ａ７７１
同月	中国地方弁護士 会連合会	性の多様性を尊重し、ＬＧＢＴs の人 権を擁護する地域社会の実現と 法的整備を求める決議 ※民法・戸籍法等の婚姻等に関す る諸規定の速やかな改正の着手 等を求めている。	甲Ａ７７２
同年１２月	東北弁護士会連 合会	すべての人にとって平等な婚姻 制度の実現とパートナーシップ 認証制度の創設を求める決議	甲Ａ７７３
２０２２ （令和４）年 １１月	四国弁護士会連 合会	性的マイノリティが抱える人権 課題の解決を推進するとともに、 同性婚の実現と同性カップルの 共同生活の法的保護に向けた取 組みを求める宣言	甲Ａ７７４

（３）弁護士会によるもの

年月	弁護士会の名称	決議名等	証拠
2019 (令和元)年 5月	福岡県弁護士会	すべての人にとって平等な婚姻 制度の実現を求める決議	甲A130
同年10月	神奈川県弁護士 会	同性間の婚姻を認める法制度の 整備を求める会長声明	甲A775
2021 (令和3)年 2月	仙台弁護士会	すべての人にとって平等な婚姻 制度の実現とパートナーシップ 認証制度の創設を求める決議	甲A461
同年3月	東京弁護士会	同性カップルが婚姻できるため の民法改正を求める意見書	甲A462
同月	宮崎県弁護士会	札幌地裁同性婚違憲判決を受け 民法等の速やかな法改正を求め る会長声明	甲A407
同月	沖縄弁護士会	同性婚を認めていない民法及び 戸籍法を違憲と判断した札幌地 裁判決を受けての会長談話	甲A408
同年4月	札幌弁護士会	「結婚の自由をすべての人に」北 海道訴訟第一審違憲判決を受け て国会に早期の立法を求める会 長声明	甲A409
同月	福岡県弁護士会	札幌地裁判決を受けて、改めてす べての人にとって平等な婚姻制 度の実現を求める会長声明	甲A410
同年5月	熊本県弁護士会	いわゆる同性婚訴訟の札幌地裁 判決を受け、早期の法律改正を求 める会長声明	甲A463
同月	埼玉弁護士会	同性婚を認めていない民法及び 戸籍法の速やかな改正を求める 会長声明	甲A464
同月	山口県弁護士会	民法・戸籍法等の婚姻等に関する 諸規定の速やかな改正を求め るとともに地方自治体における同 性パートナーシップ制度の制定 を推進する会長声明	甲A465
同月	鹿児島県弁護 士会	札幌地裁違憲判決（「結婚の自由 をすべての人に」事件）を受け、 すべての人にとっての婚姻の平 等を実現するための法整備を求 める会長声明	甲A466

年月	弁護士会の名称	決議名等	証拠
同月	愛知県弁護士会	民法等の関連法令を改正して同性婚を可能とする立法を求める会長声明	甲A467
2022 (令和4)年 3月	福島県弁護士会	セクシュアル・マイノリティに対する偏見や差別をなくし、性的指向または性自認にかかわらず人権が保障され、すべての人が自分らしい生活を送ることができる地域社会を作ることを求める決議 ※国が、同性間の婚姻を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うこと等を求めている。	甲A776
同年8月	福岡県弁護士会	大阪地裁判決を受けて、改めてすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明 ※福岡県弁護士会は、2019(令和元)年5月、「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」(甲A47)を採択し、札幌地裁判決(甲A215)後にも会長声明(甲A232)を出しているが、札幌地裁判決(甲A215)や、合憲とはしたもの、同性カップルにも公認の利益という人格的尊厳に関わる重要な利益が存在し、これを実現する必要があるとした大阪地裁判決(甲A506)に照らせば、同性間の婚姻を認める法制度を整備することに、もはや一刻の猶予もないというべきとして、政府及び国会に対し、本判決の内容を真摯に受け止め、同性間の婚姻制度を直ちに整備することを、改めて求めている。	甲A777
同年12月	第二東京弁護士会	「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京地裁判決を受けての会長談話 ※東京弁護士会が、国会に対し、同性カップルが家族になる法制度がない現状が違憲状態であると明確にした東京地裁判決を真摯に受け止め、その状態を改めるための立法に速やかに着手することを求めている。	甲A778

年月	弁護士会の名称	決議名等	証拠
2023 (令和5)年 1月	福岡県弁護士会	東京地裁判決を受け、改めて、早急にすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明 ※東京地裁判決が、同性カップルについて法制度がない状態を「同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害である」と判断したことを受け、今度こそ、政府・国会は、速やかに、同性間の婚姻制度を整備することを求めるもの。	甲A779
2023 (令和5)年 2月	札幌弁護士会	前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求める会長談話 ※荒井勝喜前内閣総理大臣秘書官が、2023(令和5)年2月3日、同性カップルについて、「僕だって見るのも嫌だ。隣に住んでいるのもちょっと嫌だ。」などと発言したことに対して抗議し、国に対し、性的マイノリティに対する差別を解消し、その尊厳を回復するために、同性間の婚姻の早期の立法化をあらためて求めるもの。	甲A780
同月	鹿児島県弁護士会	前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、改めて、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明 ※荒井勝喜前内閣総理大臣秘書官が、2023(令和5)年2月3日、同性カップルについて、「僕だって見るのも嫌だ。隣に住んでいるのもちょっと嫌だ。」などと発言したことに対して抗議し、国に対し、国に対し、同性愛者等の性的マイノリティに対する理解を深め差別を撤廃するための施策を進めるとともに、速やかに、同性間の婚姻を可能とする法整備を進めることを求めるもの。	甲A781

年月	弁護士会の名称	決議名等	証拠
同年 3月	福岡県弁護士会	性的少数者に対する差別発言に抗議し、改めて、早急にすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明 ※荒井勝喜前内閣総理大臣秘書官が、2023（令和5）年2月3日、同性カップルについて、「僕だって見るのも嫌だ。隣に住んでいるのもちょっと嫌だ。」などと発言したことに対して抗議し、国に対し、同性婚に対する極めて消極的な姿勢を直ちに改めて、同性愛者等の性的マイノリティに対する理解を深め差別を解消するための施策を進め、速やかに同性者間の婚姻制度を整備することを求めるもの。	甲A782

2 弁護士会以外の弁護士団体の意見

弁護士会以外の弁護士団体では、日本組織内弁護士協会（J I L A）が、2019（平成31）年2月、「LGBTカップルの婚姻の権利に関する理事長声明」を公表している。同声明は、「人材の採用や確保、そして多様な従業員の公平な処遇といった日本でビジネスを行う全ての企業の基本的な問題における多くの課題を解消することを目的として、LGBTカップルの婚姻の権利を日本法上も認めることを提言」している（甲A134）。

第7 その他団体

1 学術団体の提言

日本家族〈社会と法〉学会は、2016（平成28）年、第33回学術大会・シンポジウム「家族法改正—その課題と立法提案」において、「同性婚制度の導入」として、「異性又は同性の二人の者は、婚姻をすることができる」との規定の新設を提案した（甲A425・日本家族〈社会と法〉学会『家族〈社会と法〉』（日本加除出版、2017）98～99頁）。

また、2017（平成29）年9月、政府に対する勧告権限をも有する日本学術会議（日本学術会議法第5条）が、「個人の利益を否定する強力な国家的

ないし社会的利益が存在しない限り、個人の婚姻の自由を制約することは許されない」として、「婚姻の性中立化は必須であり、そのための民法改正が求められる」とする提言を公表している（甲A 1 1 4・「提言 性的マイノリティの権利保障をめざして－婚姻・教育・労働を中心に－」ii 頁、8～11 頁）。

2 福祉系団体の意見

公益社団法人日本社会福祉士会及び公益社団法人日本精神保健福祉士協会は、2021（令和3）年3月25日、「すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重することを宣言し」ている立場から、札幌地裁判決（原審）が「同性同士の婚姻が認められないことが合理的根拠を欠く差別的取り扱いとして違憲性を明確に認めたことを評価」する旨の見解を共同で発表した（甲A 4 1 3）。

また、特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会は、2022（令和4）年6月27日、「『結婚の自由をすべての人に』訴訟に対する大阪地方裁判所判決への声明」を発出した。同声明は、大阪地裁判決（甲A 5 0 6）について、「同性カップルが置かれた過酷な現状を無視して差別を追認する判決だと指摘せざるを得ない。控訴審においては、お互いの合意に基づきカップルが結婚できるよう、司法の果たす役割を十分に踏まえたうえで、婚姻の平等の実現を後押しする判断が下されることを切に期待したい」と大阪地裁判決を批判した上で、婚姻の平等の実現に対し司法が役割を果たすことを期待する旨述べている（甲A 7 8 3）。

第8 セクシャル・マイノリティ当事者調査の結果

宝塚大学看護学部の日高庸晴教授による最新（調査期間：2019（令和元）年9月2日から12月1日まで）のセクシュアル・マイノリティを対象とした大規模オンライン調査（有効回答数1万769件）によると、「異性婚と同じ法律婚（同性婚）の同性間への適用」を望むセクシュアル・マイノリティの割

合は、対象者全体の60.4%となっており、さらに、若年層に限定すれば、10代で76.8%、20代で65.8%に上っている。30代以上についても、10代や20代よりは割合が低いものの、30代で59.0%、40代で51.2%、50歳以上で52.5%のセクシャル・マイノリティが「異性婚と同じ法律婚（同性婚）の同性間への適用」を望んでおり、その割合はいずれも過半数を上回っている（甲A784）。

第9 世論調査の結果

日本における同性婚の賛否についての調査は、2015（平成27）年2月、渋谷区でのパートナーシップ制度の導入が報道された頃から行われるようになった。

同年に行われた調査（後掲表の①ないし③）においても、同性婚に賛成する意見は、既に多数を占めていた。同様の方法で行われた②と⑧の調査を比較すると、2015（平成27）年と2019（令和元）年のわずか4年の間に、「賛成」及び「やや賛成」が51.2%から13.6%も増加して64.8%となっており、もともと多数だった賛成がさらに急速に増えていることが分かる。一方、「反対」及び「やや反対」は41.3%から21.3%も減少して20.0%となっており、賛成と対照的に急速に減っている。

年齢や性別と賛否の傾向を見ると、年齢が若いほど、また、男性より女性の方が賛成が多いことが窺われる（表（後掲）の②、⑧の調査等で分かる）。

2023（令和5）年に入ってから行われた世論調査（表（後掲）の⑬ないし⑯）においては、同性婚を認めるべきである旨の回答が最低でも54%、最大で72%の割合であり、半数以上の回答が、同性婚の法制化に賛成であった。

	調査名や主体	対象	調査時期	結果	証拠 (いずれも 甲号証)
①	朝日新聞		2015 (H27) 年 2月	「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだと思いますか」 認めるべきだ41% 認めるべきではない37%	A476 A414
②	2015年 全国調査	20歳から 79歳まで	2015 (H27) 年 3月	「同性同士の結婚を法で認めること」 賛成+やや賛成51.2% 反対+やや反対41.3%	A104の 2p152
②は、研究者グループによる調査					
③	毎日新聞	有権者	2015 (H27) 年 3月	「男性同士、女性同士で結婚する同性婚に賛成ですか、反対ですか」 賛成44%反対39%	A105
④	NHK	18歳以上の国民	2017 (H29) 年 3月	「男性同士、女性同士が結婚することを認めるべきだ」 そう思う50.9% そうは思わない40.7%	A106p6 A107
⑤	朝日新聞	有権者	2017 (H29) 年 3月～4月	「同性婚を法律で認めるべきか」 認めるべきだ49% 認めるべきではない39%	A108 A109
⑥	全国家庭動向調査	配偶者のいる女性	2018 (H30) 年 (同年7月1日の事実について記入を求めた)	「男性同士や、女性同士の結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ」 まったく賛成+どちらかと言えば賛成69.5% まったく反対+どちらかと言えば反対30.5%	A344 p49-50、72
⑥は、国立社会保障・人口問題研究所による調査					
⑦	大阪市調査	18歳～59歳の大阪市民	2019 (H30) 年 1月～3月	「同性カップルが法的に結婚できる制度」に 賛成+やや賛成82.8% 反対+やや反対15.7%	甲A785 105p54
⑦は、研究者グループによる調査					

	調査名や主体	対象	調査時期	結果	証拠 (いずれも 甲号証)
⑧	2019年 全国調査	20歳から 79歳まで	2019(R1)年 6月～7月	「同性同士の結婚を法で認めること」 賛成+やや賛成64.8% 反対+やや反対30.0%	甲A73
⑧は、研究者グループによる調査。①の調査と同様の方法で行われており、4年間の変化を比較できる。					
⑨	朝日新聞	有権者	2020(R2)年 3～4月	同性婚の賛否(5段階) 賛成+どちらかと言えば賛成46% 反対+どちらかと言えば反対23%	A475
⑩	朝日新聞	有権者	2021(R3)年 3月20、21日 (札幌地裁判決後)	「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだと思いますか」 認めるべきだ65% 認めるべきではない22%	A476 A414
⑪	NHK	全国18歳以上	2021(R3)年 3月26日～28日	「日本の婚姻制度では、結婚は男女の間に限られていますが、男性同士、女性同士の結婚も認めるべきだという意見があります。こうした意見について、あなたは賛成ですか。それとも反対ですか」 賛成+どちらかと言えば賛成56.7% 反対+どちらかと言えば反対36.6%	甲A787-1、 甲A787-2
⑫	毎日新聞(埼玉大社会調査研究センターの共同調査)	全国240地点の選挙人名簿から無作為に抽出	2021(R3)11月～2022(R4)1月	「男性同士、女性同士が結婚する同性婚を法的に認めるべきだと思いますか」 認めるべきだ46% (男性40%、女性52%) 認める必要はない16% (男性24%、女性8%)	甲A788-1、 甲A788-2
⑬	共同通信社		2023(R5)2月11日～13日	「同性婚を認める方がよいと思いますか、認めない方がよいと思いますか」 認める方がよい64.0% 認めない方がよい24.9% 分からない・無回答11.1%	甲A789の1、789の2

	調査名や主体	対象	調査時期	結果	証拠 (いずれも 甲号証)
⑭	毎日新聞社	18歳以上	2023(R5)2月18 日～19日	「同性婚」を法的に認める ことに賛成ですか。」 賛成54% 反対26% 分からない 20%	甲A790の 1、790の2
⑮	朝日新聞社	有権者	2023(R5)2月18 日～19日	「同性婚を法律で認めるべ きですか」 認めるべきだ72% 認めるべきではない 18%	甲A791
⑯	日本経済新聞社		2023(R5)2月27 日頃	「同性婚を法的に認めるこ とに賛成ですか」 賛成だ65% 反対だ24%	甲A792

第10 司法の動向

1 「結婚の自由をすべての人に」訴訟

本訴訟と同種の、法律上の性別が同じ者同士の婚姻が認められていないことの違憲性を問う訴訟（「結婚の自由をすべての人に」訴訟）は、札幌、東京、名古屋、大阪、九州の5か所で、合計6件（東京は2件。）係属しており、札幌地裁（原審）が2021（令和3）年3月17日に、大阪地裁が2022（令和4）年6月20日に、東京地裁が同年11月30日に判決をした（大阪地裁判決書：甲A506、東京地裁判決書：甲A793。）。札幌地裁判決（原審）は、原告らの請求を棄却したものの、本件規定が憲法14条に違反すると判断した。大阪地裁判決は、原告らの請求を棄却し、憲法違反の判断もしなかった（甲A506）。東京地裁判決は、原告らの請求を棄却したが、現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、憲法24条2項に違反する旨の判断をした（甲A793）。

東京地裁及び大阪地裁の原告らは控訴しており、現在、控訴審が係属中である。また、福岡地裁は、2023（令和5年）6月8日に判決がなされる予定

である。

2 同性カップルに関わるその他の訴訟

前述の「結婚の自由をすべての人に」訴訟と異なり、同性婚が認められないこと自体の違憲性を正面から問うものではないが、以下のとおり、近年、同性カップルのパートナーシップに関する訴訟がいくつか提起されている。

(1) 元パートナーに対する不貞慰謝料請求訴訟

同性間における関係も婚姻に準ずる関係として法律上保護されるべきであり、不貞行為をした者に110万円の損害賠償を命じた一審である宇都宮地裁真岡支部判決（甲A172）を支持した控訴審判決（甲A293）に対し、被告が上告したが、2021（令和3）年3月17日付けで当該上告は棄却され、同判決は確定した（甲A474）。

なお、宇都宮地裁真岡支部判決（甲A172）においては、憲法24条1項につき、「『婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し』としているのも、憲法制定当時は同性婚が想定されていなかったからにすぎず、およそ同性婚を否定する趣旨とまでは解されない」と判示している。

(2) 同性パートナー在留資格訴訟

日本人の同性パートナーとアメリカで婚姻をしているアメリカ人が、定住者の在留資格への変更不許可処分の無効確認請求等をした事件（第1事件）及び在留資格の変更を認めなかったことが違法であるとしてカップル両名が国家賠償請求をした事件（第2事件）について、東京地裁は、2022（令和4）年9月30日に判決を言い渡した（甲A794）。同判決は、第1事件においては訴訟要件を欠く等の理由により請求を却下し、第2事件においても請求を棄却したが、第2事件について、「定住者」への在留資格の変更を許可しなかった点については違法でないとしつつも、法務省入国管理局（当時）入国在留課長の通知（平成25年10月18日管在5357号）が、当事者の各本国において有効に婚姻が成立している場合に、本体者に在留資格

があれば、その同性配偶者に告示外特定活動としての「特定活動」への在留資格を付与するとしながら、日本国籍者との配偶者である外国籍者については同通知の射程外と解し、一律に「特定活動」の在留資格を付与しない運用を行っていることについては、法の下での平等を定めた憲法14条の趣旨に反すると判断した。そして、原告らのパートナー関係についての個別的事情を踏まえれば、原告らが本邦において安定的に生活することができるよう人道的配慮を行う必要性があり、アメリカ人の原告に対して「特定活動」への在留資格の変更を認めなかったことは客観的に違法であるとした（ただし、国家賠償は認めなかった。）。

原告らは、同判決後、控訴期間内にアメリカ人に対して「特定活動」の在留資格が付与されなかったことから、控訴した（甲A795）。

同判決後の2022（令和4）年10月20日、公明党の谷合正明参議院議員が、外国人同性パートナーへの在留資格付与を認めるべきと思うと述べた上で、葉梨康弘法務大臣に対して答弁を求めたが、葉梨康弘法務大臣は、「しっかりと前向きに検討してまいりたい」と述べるにとどまった（甲A796）。また、社民党の福島みずほ参議院議員も、同年10月27日、同判決について質問をしたが、葉梨康弘法務大臣は、「個別の案件に応じて対応をしていくというのが現在の運用」と述べるのみであった（甲A797-1）。

その後、2023年3月10日、アメリカ人に、在留資格「特定活動」（在留期間1年）が許可された。「特定活動」という在留資格を付与された者は「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」を行うことができるところ、アメリカ人は、「本邦に居住する日本人と同居し、かつ、当該日本人と生計を共にする者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」を行うことができると指定された。すなわち、アメリカ人に付与された「特定活動」という在留資格は、同性同士であるアメリカ人と日本人のパートナー関係を理由として付与されたものであ

る。日本国籍者の同性パートナーの外国籍者に対し、入管が正面から同性パートナー関係を理由に在留資格を出すのは初めてのことである（甲A797-2）

（3）犯罪被害者遺族給付金訴訟

犯罪被害者支援法の遺族給付については、同性カップルは婚姻をすることができないため、配偶者として遺族給付金を受け取ることができない。もっとも、配偶者としては遺族給付金を受け取ることができないとしても、犯罪被害者支援法においては、遺族給付金を受けられる遺族について「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む」（同法5条1項1号）と規定されていることから、同性パートナーも、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するとの解釈の余地はある。

このことに関し、同性パートナーを殺害された者が、愛知県公安委員会に対し、遺族給付を申請したものの、不支給の裁定を受けたため、名古屋地裁に不支給処分取消を求めて提訴した事案につき、名古屋地裁は、2020（令和2）年6月4日、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」は異性間の関係のみを予定しており、同性の場合はこれに当たらないとして、原告が「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するか否かを具体的に認定判断することなく、原告の請求を棄却した（甲A326）。原告は、同判決を不服として控訴したが、名古屋高裁も、2022（令和4）年8月26日に控訴を棄却したことから（甲A798）、上告がなされている（甲A799）。

なお、犯罪被害者支援法とは別に、犯罪被害者に対する見舞金の支給を独自に行っている自治体もあるところ、大阪市は、「性的マイノリティのパートナーであった者」に対し、遺族見舞金の支給を始めた（大阪市犯罪被害者等見舞金支給要綱4条2項1号。甲A328）。大阪市が遺族見舞金の支給を始めて以降、同様の給付を行う自治体が増えており、北海道では、札幌市

も同様の給付を行っている（札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱（甲A800））。

（４）財産分与審判

財産分与は、在留資格や犯罪被害者給付金とは異なり、元パートナーに対する不貞慰謝料請求と同じく、当事者間での争いである。したがって、同性パートナー間において不貞慰謝料請求が認められるのであれば、財産分与についても肯定されてよいものと解される。

しかしながら、横浜家裁は、2022（令和4）年2月10日、「日本法では当事者が異性であることが婚姻の実質的要件」であるとして、男女間の場合には財産分与が認められるが、同性同士の場合には財産分与は認められないと判断した（甲A801）。

第11 国の取組

国は、法律上の性別が同じ者同士の関係の法的保障について何ら取組を行っていないが、この章では、国の同性愛等への取組の実態について述べる。

1 1990年代までの動向

教育分野では、文部省が、1985（昭和60）年になってもなお、「生徒の問題行動に関する基礎資料」の中で、同性愛を倒錯型性非行の一つに挙げ、「この同性愛は……一般的に言って健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあり、また社会的にも、健全な社会道徳に反し、性の秩序を乱す行為となり得るもので、現代社会にあっても是認されるものではないであろう」（甲A26・63頁）との記述をしており、文部省が、この記述が不適切であったと認めたのは、1993（平成5）年のことであった（甲A180）。

2 2000年代以降の動向

（１）政府の取組

府中青年の家事件判決（東京高判1997（平成9）年9月16日・甲A230）は、同性愛者の権利や利益を擁護することは、行政の責務であると

判示した。また、世界保健機構（WHO）は、１９９２（平成４）年、「同性愛」の分類名を削除し、「性的指向それ自体は障害とみなされない」ことを明記した「ＩＣＤ－１０」を公表した。これを受けて、厚生省も、１９９５（平成７）年１月になって、「ＩＣＤ－１０」を採用することとし（甲Ａ３０－１、３０－２）、日本精神神経学会も学会としてこれを尊重することを明らかにした（甲Ａ３０７・４６頁）。

これらの出来事は、以下のとおり、政府が２０００年代以降に同性愛者を含む性的マイノリティをめぐる人権課題に取り組む契機となったものと考えられる。

ア 人権教育・人権啓発

２０００（平成１２）年に制定された「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」に基づいて策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（２００２（平成１４）年閣議決定・甲Ａ６７）では、「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」が「その解決に資する施策の検討を行う」ものとして明記され、人権教育の課題として公的に位置づけられた。そして、同年からは、同法に基づいて行われる「人権週間強調事項」（２００９（平成２１）年からは「啓発活動強調事項」）においても、性的指向を理由とする差別の禁止が明記されている。「啓発活動強調事項」には、「性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう」との項目が掲げられている（甲Ａ６８）。法務省人権擁護局も、「主な人権課題」として「（１３） 性的指向」を掲げ、「『男性が男性を、女性が女性を好きになる』ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深める必要があります。」と啓発活動を行っている（甲Ａ６９）。

イ 男女共同参画

男女共同参画社会基本法に基づく、第３次男女共同参画基本計画（２０

10（平成22）年）、第4次男女共同参画基本計画（2015（平成27）年）、及び第5次男女共同参画基本計画（2020（令和2）年）は、女性の中にも性的指向や性自認（性同一性）を理由として複合的に困難な状況に置かれている場合を想定しており、教育や啓発、調査救済の取組を進めることなどを明記している。

ウ 自殺及びいじめの防止

自殺対策基本法に基づく自殺総合対策大綱では、2012（平成24）年に閣議決定された分において、「自殺念慮の割合が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する」必要性が記された（甲A46）。同大綱は、2017（平成29）年（甲A47）及び2022（令和4）年にも閣議決定されているが、いずれにおいても、性的マイノリティに関する自殺対策の必要性が示されている（2022（令和4）年閣議決定分は、甲A802）。

いじめ防止対策推進法に基づく2017（平成29）年制定の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが述べられている（「いじめの防止等のための基本的な方針」（甲A379）別添2の3頁）。

エ 教育

文部科学省は、2015（平成27）年、性同一性障害及び同性愛者等の性的マイノリティの児童生徒が相談しやすい環境を整備する必要性等を記した通知（「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（甲A381））を発出した。また、文部科学省は、2016（平成28）年に、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児

童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（甲A382）という教員向け周知資料も出している。さらに、学生支援機構が、大学の教職員向け理解・啓発資料として、「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」（甲A383）という冊子を発行している。

オ ハラスメントの防止

男女雇用機会均等法に基づく、いわゆるセクシュアル・ハラスメント防止指針（事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号））においては、2016（平成28）年の改正において、「被害を受けた者の性的指向や性自認にかかわらず、本指針の対象となる」と明記された。

また、労働施策総合推進法に基づいて2020（令和2）年に告示された「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（甲A386）においては、パワーハラスメントに、「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと」（同7頁）や、「労働者の性的指向・性自認について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること」（同9頁）が含まれた。

（2）政府が差別の是正をほとんど行っていないこと

上記のとおり、国は、2000年代以降、遅ればせながら、性的指向や性自認（性同一性）に基づく差別をなくすべく啓発を行うなどしてきたが、性的指向や性自認（性同一性）、セクシュアル・マイノリティについての啓発を行うこと、性的指向や性自認（性同一性）などを理由とする差別を禁止することを定めた法律などは制定されていない。

また、法務省は、「啓発活動強調事項」において、「性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう」（甲A58）と謳ってい

るが、あくまでも啓発の域を出ない。

そうすると、法律上の性別が同じ者同士の婚姻を認めないという差別を行っている国は、現時点で、その差別を是正するための取組をほとんどしていないこととなる。

第12 政治の動向

1 国会の状況

以下では、国会における同性婚についての審議状況について述べる。後述のすべての記載において、各議員や大臣等の所属政党や立場は、特筆しない限り発言時のものである。また、国会での審議における答弁については、2023（令和5）年3月10日時点で国会会議録検索システム(<https://kokkai.ndl.go.jp>)で検索できるものについては議事録を、国会会議録システムで検索ができない直近のものについては報道を参照して記載したものである。

（1）質疑における内閣総理大臣による答弁等の状況

安倍晋三内閣総理大臣は、2015（平成27）年2月18日、参議院本会議において、「憲法24条は、両性の合意のみに基づいて成立すると定められており、現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えております」と述べた（甲A261・24～27頁）。

その後、歴代の内閣総理大臣である安倍晋三、菅義偉、岸田文雄は、答弁において、同性婚を認めるための憲法改正に向けた検討の是非について言及することはなかったが、「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」といった紋切り型の答弁を繰り返すようになり、同性婚の法制化についてなんら検討が行われない状況が続いた。

そして、内閣総理大臣が、2021（令和3）年10月11日以降、同性婚について答弁した際の発言内容は、別紙3のとおりである。内閣総理大臣

の同性婚についての答弁は、同日以降も変わらず「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」などと従前の答弁を繰り返すものであった。また、内閣総理大臣は、同性婚の法制化に関し、2023（令和5）年2月1日には「家族観や価値観、社会が変わってしまう課題」（甲A810）、同月28日には「同性カップルに公的な結婚を認めないことは、国による不当な差別であるとは考えていない、」、同年3月1日には「憲法24条との関係においては、憲法違反には当たらない。」などと答弁しており、同性同士の婚姻を実現するための法改正化はもちろん、それに向けた議論も行われていない。

（2）婚姻平等法案

同性婚を法制化するよう「民法の一部を改正する法律案」（第198回国会衆法第15号）が、2019（令和1）年6月3日、立憲民主党、日本共産党、社会民主党により衆議院に提出された（甲A115、116）。

しかし、同法律案は、審議されないまま（甲A160）、2021（令和3）年10月14日、衆議院が解散されたことに伴い、廃案となった。前述のとおり、内閣総理大臣は、機会があるたびに、「極めて慎重な検討を要する」などと述べていたが、法律案が提出されたにもかかわらず、その審議・検討が進められることもなかった。

（3）その他の関連法案

2016（平成28）年5月、民進党・無所属クラブ、日本共産党、生活の党と山本太郎となかまたち及び社会民主党・市民連合により、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」（第190回国会衆法第57号）が衆議院に提出された。しかし、審議されないまま廃案となった。

「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」は、2018（平成30）年にも、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、

自由党、社会民主党及び衆議院の会派「無所属の会」により衆議院に提出されたが（第１９７回国会衆法第１２号）、この法律案も、前述の「民法の一部を改正する法律案」と同じく、２０２１（令和３）年１０月１４日に衆議院が解散されたことに伴いやはり審議されないまま廃案となった（甲Ａ８１４）。

２ 候補者アンケート調査

国政選挙の立候補者全員を対象として同性婚の賛否について問うアンケート調査が、２０１６（平成２８）年７月１０日に投票が行われた第２４回参議院議員通常選挙から行われている（甲Ａ８１５）。この調査は、２０１７（平成２９）年１０月２２日に投票が行われた第４８回衆議院議員総選挙（甲Ａ１１１）、２０１９（令和１）年７月２１日に投票が行われた第２５回参議院議員通常選挙（甲Ａ８１６）、２０２１（令和３）年１０月３１日に投票が行われた第４９回衆議院議員総選挙（甲Ａ８１７）、２０２２（令和４）年７月１０日に投票が行われた第２６回参議院議員通常選挙（甲Ａ８１８）に際して行われており、２０１６（平成２８）年以降のすべての国政選挙（補選は除く。）で行われた。

この調査は、ほとんどすべての国会議員がアンケート調査の対象となっている。また、この調査は、いずれも朝日新聞社と東京大学谷口研究室による共同調査であり、質問項目は「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだ」であった。この調査は、衆議院選挙で２回、参議院選挙で３回行われており、２回以上調査の対象となった国会議員もいる。

また、同性婚への賛否については、２０２１（令和３）年の衆院選と２０２２（令和４）年の参院選に際し、NHK（甲Ａ８１９－１、甲Ａ８１９－２、甲Ａ８２０－１、甲Ａ８２０－２）、毎日新聞（甲Ａ８２１－１、甲Ａ８２１－２、甲Ａ８２２－１、甲Ａ８２２－２）、日本テレビ（甲Ａ８２３）でも全候補者アンケート調査が行われている。

3 国会議員の同性婚への賛否の割合

公益社団法人MArriage For All JApAn－結婚の自由をすべての人に（以下「マリフォー」という。）は、前述した朝日新聞社と東大谷口研究室が共同で行った候補者アンケート調査をもとに、国会議員の同性婚への賛否等を明示するサイトである「マリフォー国会メーター」(<https://meter.marriageforall.jp/>)を作っている。マリフォー国会メーターは、朝日新聞社と東京大学谷口研究室の最新の調査結果に基づくことを原則としており、例外的にマリフォーに対して直接意見の変更の連絡があった場合には、変更後の意見に基づき、賛否を示している（甲A824-1）。

マリフォー国会メーターによると、「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだ」に賛成とどちらかと言えば賛成の議員は、国会議員の41%（甲A824-2）、衆議院議員の39%（甲A824-3）、参議院議員の44%（甲A824-3）にものぼり、過半数に近づいている。

4 マリフォー国会（院内集会）

以下のとおり、マリフォーが主催する院内集会「マリフォー国会」が、これまでに4回、議員会館内で開催された。

（1）第1回マリフォー国会

第1回は、2019（令和元）年11月19日に開催された。本院内集会に向けて、与野党を問わず、35名の国会議員からの賛同メッセージが送られた（甲A243）。現在の法務大臣である齋藤健衆議院議員(自由民主党)も出席し、「私はこういう多様性のある社会のなかで、どれだけ相手の立場に立って考えることができるかというのが、社会の進歩なんじゃないかと思っています。」と述べ、制度設計を前提として、理解を深めることの重要性をスピーチするなどした。最終的には、与野党問わず、25名の国会議員が参加し、スピーチをした（甲A244-1～3）。

（2）第2回マリフォー国会

第2回は、2020（令和2）年11月26日に開催された。第2回マリフォー国会に参加した国会議員は16名、秘書が国会議員に代わって参加した国会議員は16名であった（甲A825・2頁）。また、第2回マリフォー国会にメッセージを寄せた議員は、前回は大幅に上回って55となり、その中には、河村建夫議員、野田聖子議員、河野太郎議員といった与党である自由民主党の議員も含まれる（甲A825・1頁）。

（3）第3回マリフォー国会

第3回は、2021（令和3）年3月25日に、札幌地裁判決（原審）を受け、緊急開催された。第3回マリフォー国会に参加した国会議員は40名、秘書のみが参加した国会議員は17名であった（甲A826）。

（4）第4回マリフォー国会

第4回は、2022（令和4）年4月22日に開催された。第4回マリフォー国会に参加した国会議員は33名、秘書のみが参加した国会議員は32名、国会議員と秘書とを合わせた合計人数は65人であり、過去最多であった（甲A827）。また、同院内集会にメッセージを寄せた議員も、過去最多の90名となり、その中には、齋藤健議員（現法務大臣）といった、与党である自由民主党の議員も含まれていた（甲A828－1～5）。

（5）マリフォー国会に言及する国会での質問

国会では、マリフォー国会に言及する質問も行われたことがあり、福山哲郎議員が2021（令和3）年10月12日の参議院本会議、（甲A829）、本村伸子議員が2022（令和4）年4月22日の衆議院法務委員会、（甲A783）、櫻井周議員が同月27日の衆議院内閣委員会において（甲A831）などが行っている。

4 政党の公約等

以下のとおり、各政党は、同性婚の法制化実現に向けて公約を掲げたり、意見を表明したりするなどしている。

(1) 2017年衆院選での公約化と2019参院選

第48回衆議院議員総選挙（2017（平成29）年10月22日投票）では、社民党が同性婚の実現を公約に掲げた（甲A832）。

さらに、第25回参議院議員通常選挙（2019（令和元）年7月21日投票）では、同年6月3日に、同性婚を可能とする法律案である「民法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出（甲A115、116）した立憲民主党、日本共産党、社民党は当然のこと、日本維新の会も同性婚の法制化を公約に掲げ、同性婚は、同通常選挙で争点のひとつとなった（甲A833、甲A834）。

(2) 2021年衆院選

第49回衆議院議員総選挙（2021（令和3）年10月31日投票）では、自由民主党のみが同性婚に否定的であった（甲A835）。自由民主党の2021（令和3）年の総合政策集（甲A836）を「同性婚」で検索してもヒットすることはない、「LGBT」、「性的マイノリティ」、「性的指向」で検索した結果ヒットしたのは、以下の記載のみであり、それらに関する立法施策は、理解増進法の制定に言及するにとどまる。

「性的指向・性自認に関する理解の増進

性的指向・性自認（LGBT）に関する広く正しい理解の増進を目的とした議員立法の速やかな制定を実現するとともに、民間や各省庁が連携して取り組むべき施策を推進し、多様性を認め、寛容であたたかい社会を築きます。」（同135頁）

第49回衆議院議員総選挙（2021（令和3）年10月31日投票）では、与党である公明党は、「同性婚については国民的議論を深めつつ、必要な法整備に取り組む」との公約に掲げた（甲A837）。野党については、いずれの政党も、同性婚を認めるべき、実現を目指す、国会での議論を積極的に求めると言及するなど、いずれも同性婚には肯定的な立場を表明した。

(3) 2022年参院選

第26回参議院議員通常選挙（2022（令和4）年7月10日投票）に際し、政党を対象として行われた調査『みんなの未来を選ぶためのチェックリスト—参議院選挙2022—』における「同性婚の法制化を実現しますか」という質問に対し、調査対象となった政党の中で唯一自由民主党だけが「×」と回答し、自由民主党を除く全政党（但し、調査対象となっていなかった参政党、NHK党を除く）が「○」と回答した（甲A838）。

自由民主党は、自治体が導入しているパートナーシップ制度についてさえ、「是非を含めた慎重な検討が必要」と極めて消極的な回答をした（同）。

自由民主党については、2022（令和4）年の総合政策集（甲A839）において、「同性婚」で検索してもヒットすることはなく、「LGBT」、「性的マイノリティ」、「性的指向」で検索した結果ヒットしたのは、「性的マイノリティ」でヒットした以下の記載のみであった。

「性的マイノリティの理解増進

性的マイノリティの社会生活上の困難を軽減するため、地域・学校・職場等社会の様々な場面における理解増進を図ります。また性別不合等の対応に関し、生命の尊厳を守る観点から時勢に応じた法制度等の見直しを行います。」（同149頁）

2021（令和3）年の総合政策集（甲A836）では理解増進法の制定をあげていた自由民主党だったが、2022（令和4）年の総合政策集（甲A839）では、「理解増進を図ります」とは記載しているものの、「理解増進法」という言葉はなくなり、理解増進が立法施策から外された。

(4) 小括

以上のとおり、同性婚の法制化実現に対する政党の関心や意欲は徐々に高まり、与党である公明党を含め、ほとんどの政党が同性婚の法制化の実現に賛成し、その実現に向けた見解を明確に表明するようになった。しかし、自

由民主党は、同性婚の法制化に反対し、さらに、自治体が導入しているパートナーシップ制度についてさえ、「是非を含めた慎重な検討が必要」と極めて消極的な回答をし続けている（甲A840、甲A838）。

5 与党である自由民主党の状況

（１）国会議員や国政選挙候補者における同性婚賛成の割合が他党に比べ極めて低いこと

前述したとおり、同性婚については、国民の多数、全国国会議員の40%及びほとんどの政党が賛成し、その法制化を目指すなどしているにもかかわらず、自由民主党や政府は、十分な検討すらしておらず、その実現に向けた動きをしていない。

自由民主党にも同性婚に賛成の議員はおり、その人数は増えてはきているものの、他党に比べまだまだ少ない。前述したマリフォー国会メーターにおいては、「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだ」という質問に対して「賛成」または「どちらかと言えば賛成」と回答した国会議員の数を政党ごとに示しているが、自由民主党は、そのような回答をした国会議員が、380名ののうち41名にとどまり、自由民主党に所属する国会議員の約11%にすぎない（甲A841）。

また、2016（平成28）年の参院選、2017（平成29）年衆院選、2019（令和元）年の参院選、計3回の選挙に際して行われたアンケート調査によれば、自由民主党の候補者においても、同性婚の反対を表明する者の割合は減る一方、中立、または賛成を表明する者の割合は増えている（甲A842）。そして、2017（平成29）年衆院選と2021（令和3）年の衆院選との比較（甲A843）をすると、自由民主党の候補者においても、賛成寄りは9%から12%となって3%ではあるが増えており、どちらとも言えないが45%から50%となって5%増加した。一方、反対寄りは46%から38%となって8%減った。さらに、2019（令和元）年の参

院選と２０２２（令和４）年の参院選の比較（甲Ａ８４４）をすると、自由民主党では、賛成寄りの回答が９％から１４％へ増加したが、わずか５％増えたに過ぎない。

このように、自由民主党においては、同性婚に賛成する割合が増えており、反対の割合も減少しているものの、その変化は小幅である。

国会議員の候補者全体についてみると、２０２１（令和３）年の衆院選では、候補者全体の同性婚への賛成寄りの割合は６１％、どちらとも言えないの割合が２５％、反対寄りの割合が１５％であり、自由民主党の候補者における賛否の割合と比較して、傾向が大きく異なる（甲Ａ８４３）。また、２０２２（令和４）年の参院選では、自由民主党における賛成寄りの割合が１４％にとどまる一方、公明党、立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、国民民主党、れいわ新選組、社民党における賛成寄りの回答はいずれも９割を超えており（甲Ａ８４４）、自由民主党の候補者の賛成者の少なさが際立っているといえる。

（２）自由民主党内と党支持層との間にも大きなギャップがあること

ア 理解を増進する法案すら党内で合意が得られないこと

超党派で合意に至ったいわゆる「ＬＧＢＴ理解増進法案」は、２０２１（令和３）年５月、自由民主党内の保守派の一部議員がかたくなに抵抗したため、法案提出に至らなかった（甲Ａ８４５）。その後、自由民主党では、前述したとおり、２０２１（令和３）年１０月作成の総合政策集に記載されていた「理解増進法」の文字が（甲Ａ８３６・１３５頁）、２０２２（令和４）年６月作成の総合政策集では単に「理解増進」となって、「法」の文字がなくなり（甲Ａ８３９・１４９頁）、理解増進すら立法施策として挙げられなくなった。

前述のとおり、国民の多数が同性婚に賛成しているにもかかわらず、自由民主党では、ＬＧＢＴの理解を増進する法案についてさえ、党内で合意

が得られないのが現状である。

- イ 世論のみならず自由民主党支持層との間でも大きなギャップがあること
自由民主党の支持層においても、同性婚への賛成は増加している。

朝日新聞社と東京大学谷口研究室の共同調査（２０２０（令和２）年３月から４月に実施。本書面２３頁以下の表では⑨）では、自由民主党の支持層で同性婚に「賛成」または「どちらかと言えば賛成」と答えたのは４１％であり、２０１７（平成２９）年の衆院選のときの２４％と比べ、１７％も増加した（甲Ａ４７５）。この割合を、自由民主党の候補者における割合と比較してみると、２０１７（平成２９）年の衆院選については候補者の割合が９％で支持層の割合が２４％、２０１９（令和元）年の参院選については候補者の割合が９％で支持層の割合が４１％（但し、支持層の調査は２０２０（令和２）年３月から４月に実施）となっており、その差は大きい（甲Ａ４７５）。

さらに、２０２１（令和３）年３月２０日、２１日に行われた朝日新聞調査（本書面２３頁以下の表では⑩）では、朝日新聞社と東京大学谷口研究室の共同調査と質問項目や選択肢に違いがあるため単純に比較はできないものの、自由民主党支持層においても、「男性同士、女性同士の結婚を、法律で認めるべきだと思いますか」という質問に「認めるべき」と回答した者が５７％になった（甲Ａ４１４）。

自由民主党の国政選挙の候補者と世論との間に大きなギャップがあるのみならず、自由民主党の国政選挙の候補者と自由民主党の支持層の間でも大きなギャップがあることが分かる。

（３）自由民主党の国会議員などによる相次ぐ差別的言動

- ア ＬＧＢＴの理解を増進する法案さえ党内で合意が得られない自由民主党には、同性愛者をはじめとするＬＧＢＴに対する差別的な考えや偏見を持ち、さらに、それを表明して憚らない国会議員が少なからず存在する。

例えば、杉田水脈衆議院議員は、２０１８（平成３０）年７月１８日発売（甲Ａ８４６－１）の『新潮４５』という雑誌において、「『ＬＧＢＴ』支援の度が過ぎる」という文章（甲Ａ８４６－２）を発表した。この文章において、杉田議員は「ＬＧＢＴだからといって実際そんなに差別されているものではないか」と述べ、さらに、自分自身は気にせず付き合えるし、多くの人にとっても同じではないかとも記し、ＬＧＢＴに対する偏見が及ぼす影響を軽視するのみならず、婚姻から排除されていることによる様々な法律上、事実上の困難があることを無視するような言及をした。さらに、「ＬＧＢＴのカップルのために税金を使うことに賛同が得られるものではないか」と疑問を投げかけた上で、「彼ら彼女らは子供を作らない、つまり『生産性』がないのです。」と断じた。

杉田水脈議員の上記文章は、大きな社会的非難の対象となったが、その後、杉田水脈議員は、謝罪や撤回をしないまま、総務政務官に登用された。国会では、杉田水脈総務政務官に対し、謝罪や撤回等を求める質問が相次いでなされ、杉田水脈総務政務官は松本剛明総務大臣の指示で謝罪と撤回をした（甲Ａ８４７）。しかし、杉田水脈総務政務官は、２０２２（令和４）年１２月２７日、自ら積極的に謝罪や撤回をすることがないまま、総務政務官を辞任した（甲Ａ８４７）。

イ 谷川とむ衆議院議員は、同月２９日、杉田水脈議員の差別的な雑誌寄稿文（甲Ａ８４６－２）への批判が高まるなか、ネットテレビ「ＡｂｅｍＡ（アベマ）ＴＶ」において、同性婚や夫婦別姓を認めない政府への疑問が呈されたのに対し、「多様性を認めないわけではないが、法律化する必要はない。『趣味』みたいなもので」と述べた。また、さらに、「男が男だけ、女が女だけ好きになるとなったら、多分この国は……」と言いかける場面もあった。（甲Ａ８４８）

ウ 平沢勝栄衆議院議員は、２０１９（平成３１）年１月３日、山梨県内で

開かれた集会において、「性的少数者（L G B T）ばかりになったら国はつぶれる」との趣旨の発言をした。平沢勝栄議員は、同月5日、取材に対して事実関係を認めた（甲A849）。

エ 築和生衆議院議員（現文部科学副大臣）は、2021（令和3）年5月20日、自民党内での会合で、いわゆる「L G B T理解増進法案」についての議論が行われた際、「生物学的に自然に備わっている『種の保存』にあらがってやっている感じだ」と述べたと報じられた（甲A850）。築和生議員は朝日新聞の取材に対し、書面で「ご照会頂いた会議は非公開のため、発言についてお答えすることは差し控えさせて頂く」と答えており、発言を否定していない（同）

オ 西田昌司参議院議員（当時、自由民主党政務調査会長代理）は、「『（性的少数者の当事者も非当事者も）お互い我慢して社会を守る受忍義務がある』と主張し、こうした『道徳的な価値観』を無視し、『差別があったら訴訟となれば社会が壊れる』との趣旨の発言をした」と報じられた（同）。

カ 参議院の比例代表に自由民主党から立候補した井上義行氏（現参議院議員。自由民主党所属。）が、2022（令和4）年6月22日、出陣式で、「今私は分岐点だというふうに思っています。なぜ分岐点か。それは今まで2000年培った家族の形が、だんだんと他の外国からの勢力によって変えられようとしているんです。昔は皆さん、考えてみてください。おじいちゃんおばあちゃんやお孫さんと住んだ3世代を。その時は社会保障そんなに膨れてこなかった。でも核家族だ、核家族だ、個々主義だ、こういうことを言っている」、「そしてどんどんどん、僕はあえて言いますよ、同性愛とか色んなことでどんどん可哀想だと言って、じゃあ家族ができないで、家庭ができないで、子どもたちは本当に日本に本当に引き継いでいけるんですか。しっかりと家族を産み出し、そして子どもたちが多く日本にしっかりと産み育てる環境を私たちが今作っていかなければいけない

いと思いませんか皆さん。その闘いでもあります」などと述べた（甲A851）。

キ 荒井勝喜総理大臣秘書官（当時）は、2023（令和5）年2月3日、記者団の取材に応じ、同性婚についての見解を問われた際、「社会の在り方が変わる。でも反対している人は結構いる。秘書官室は全員反対で、私の身の回りも反対だ。」、「同性婚導入となると、いろいろ社会のありようが変わってしまう。国を捨てる人、この国にはいたくないと言って反対する人は結構いる。」、「隣に住んでいたら嫌だ。見るのも嫌だ。」などと発言した（甲A852）。荒井秘書官はその後発言を撤回して謝罪したが、岸田総理大臣は、同月4日に荒井秘書官を更迭した（甲A852）。

ク 以上のとおり、この4年間だけでも、自由民主党所属の国会議員や政府の中樞といえる総理大臣秘書官による同性愛者をはじめとするLGBTに対する差別的言動が繰り返されている状況がある。

（4）世界平和統一家庭連合（旧統一教会）や神道政治連盟の影響

ア 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の影響

安倍晋三元総理大臣が、参議院議員選挙の選挙期間中であつた2022（令和4）年7月8日、街頭で応援演説中に殺害された。安倍晋三元総理大臣を殺害した被告人は、自らの母親による世界平和統一家庭連合（旧統一教会）への多額の献金等によって家庭が壊されたことを理由に犯行に及んだと報道されて以来、自由民主党と世界平和統一家庭連合（旧統一教会）やその関連団体との関わりに大きな関心が向けられるようになった。

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の友好団体である「世界平和連合」や「平和大使協議会」は、同年10月20日、同年の参議院選挙や2021（令和3）年の衆議院選挙の際に、自由民主党の国会議員に対し、政策に賛同するよう明記した推薦確認書を提示し、署名を求めていることが報じられた（甲A853）。推薦確認書に記載された政策の中には、「L G

B T 問題、同性婚合法化の慎重な扱い」という事柄も含まれていた（同）。また、教団関係者は、取材に対し、全国各地で数十人規模の自由民主党の国会議員に署名を求めたと証言したとも報道されている（同）。

また、前述した井上義行参議院議員（当時は候補者）は、同年 7 月 6 日、さいたま市内で世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の集会に登壇し、「正直に言っちゃっていいですか。同性婚、反対ということ。私は、普通の政治家と違うんです（拍手）。オブラートに包んでしゃべることが苦手なんです。私は信念で言っている。同性婚には反対ということ。信念をもって言い続けます！（同性婚法制化に）私は勝負を挑んでいます。裁判になりましたけど、今度は政治にかかわってきているからですね。今度は政治で決着に持っていくことはできるんです。」などと発言したと報じられている（甲 A 8 5 4）。

同性婚法制化に反対する議員全員が、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の影響を受けているというわけではないだろうが、自由民主党と同党所属の国会議員の意識や意向に、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）やその関連団体の影響が少なからず及んでいることが推察される。国会では、同性婚に関して、自由民主党や同党所属の国会議員への、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）やその関連団体からの影響について、関連する質問が相次いでなされ、追及が続いている（甲 A 8 5 5、甲 A 8 5 6～8 6 4）。

イ 神道政治連盟の影響

2022（令和 4）年 6 月 13 日に開催された神道政治連盟国会議員懇談会において、同性愛は精神の障害や依存症であるなどと書かれた冊子が配布された（甲 A 8 6 5）。

配布された冊子（甲 A 8 6 6）には、神道政治連盟の会長による「発刊に寄せて」と題する文章（同 2～3 頁）が掲載されている。同文章において、神道政治連盟の会長は、同性婚等の「諸制度の導入を推進する一部の

活動家や団体は我が国の家族制度や文化を崩壊させ、個人主義による新たな社会秩序の構築を目論んでいるということが指摘されています」といい、「これら制度が導入されてしまうと、家族の在り方を変容させるのみならず未来を担う子供たちに悪影響を与えるとともに、社会生活に大きな混乱を来すことが懸念されます。」と同性婚等の導入に対し、根拠のない警鐘を鳴らし、当該冊子の目的を「問題点等知識や情報をより広く共有し、積極的対処すべく……編纂した」と述べている。

そして、当該冊子に掲載されている文章「同性愛と同性婚の真相を知る」（楊尚眞著。同16～29頁）は、同性愛について、「後天的な精神の障害、または依存症」、「同性愛行為の快感レベルが高くてなかなか抜け出すことができないのは、ギャンブル依存症の人が沢山儲けた時の快感を忘れられず、抜け出せないのと同じ」、「同性愛からの回復治療の効果が期待できる」（同23頁）、「同性愛は決して生まれつきなどではなく、カウンセリングなどの手段を通じて抜け出すことが可能」（同25頁）などと述べ、同性愛を後天的な精神の障害、または依存症と決めつけ、その治療が可能などと主張している。もちろん、これは、科学的根拠に基づくものではなく、明らかに誤っている（甲A353、甲A371、甲A1-1、甲A1-2、甲A30-1、甲A30-2等）。また、「同性愛と同性婚の真相を知る」（同16～29頁）は、他にも、LGBTの自殺率が高いことについて、社会的な差別が原因ではなく、LGBTは様々な面で葛藤を持っていることが多く、原因はLGBTにあるとするなど（同25～26頁）、現状を全く無視するものである。

なお、当該冊子（同）には、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の友好団体が発行しているといわれる「世界日報」に掲載された記事も転載されている（「アメリカLGBT事情」、同54～70頁）。

神道政治連盟によれば、神道政治連盟国会議員懇談会には、2023（令

和5) 年3月2日現在、260名の国会議員が参加しているとのことであり、神道政治連盟のホームページ上には、神道政治連盟国会議員懇談会の会員として、衆議院186名、参議院74名の合計260名の議員の名前があげられており、自由民主党の国会議員の名前も多く並んでいる(甲A867)。

神道政治連盟国会議員懇談会の会員である議員の中にも考え方の違いはあろうが、前述したような非科学的で差別的な言説が多分に含まれる冊子が神道政治連盟と神道政治連盟国会議員懇談会の共同名義で発行され(甲A866・奥付)、神道政治連盟国会議員懇談会において配布されたこと(甲A865)からすると、自由民主党や同党所属の国会議員の意識や意向に、神道政治連盟の影響も少なからず及んでいることが推察される。

第13 まとめ

以上に論じたような本件規定の合理性に関わる最近の社会情勢の変化は、本件規定が憲法違反であることを明白とするものであり、国会が同性間の婚姻を可能とするためも立法を懈怠し続けていることに合理的の理由が存在しないことを示すものであるといえる。

このような状況下にあって、同性婚の婚姻等の制度の構築を国会の立法裁量に全面的に委ねられるべきものとし、本件規定について明確な違憲判断を避けることは、少数者の人権保障の砦としての司法の役割を放棄することに他ならないものであって、許されないというべきである。

本件規定の違憲性を明確にし、国会に対して早急な立法を促す強力なメッセージとなるような司法判断が望まれる状況にあるといえる。

以上

別紙1 パートナーシップ制度導入自治体一覧

	自治体名	制度名	開始日	証拠
1	東京都渋谷区	渋谷区パートナーシップ証明	2015（平成27）年 11月5日	甲A76
2	東京都世田谷区	世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A77
3	三重県伊賀市	伊賀市パートナーシップ宣誓制度	2016（平成28）年 4月1日	甲A78
4	兵庫県宝塚市	宝塚市パートナーシップ宣誓制度	同年6月1日	甲A79
5	沖縄県那覇市	那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度	同年7月8日	甲A80
6	北海道札幌市	札幌市パートナーシップ宣誓制度	2017（平成29）年 6月1日	甲A81
7	福岡県福岡市	福岡市パートナーシップ宣誓制度	2018（平成30）年 4月2日	甲A82,83
8	大阪府大阪市	大阪市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同年7月9日	甲A84,85
9	東京都中野区	中野区パートナーシップ宣誓	同年8月20日	甲A86,87
10	群馬県大泉町	大泉町パートナーシップ制度	2019（平成31）年 1月1日	甲A88,89
11	千葉県千葉市	千葉市パートナーシップ宣誓制度	同月29日	甲A90,91
12	東京都豊島区	豊島区パートナーシップ宣誓制度	同年4月1日	甲A119
13	東京都江戸川区	江戸川区同性パートナー関係申出 受領証交付制度	同日	甲A120
14	東京都府中市	府中市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A121
15	神奈川県横須賀市	横須賀市パートナーシップ宣誓証明 制度	同日	甲A122
16	神奈川県小田原市	小田原市パートナーシップ登録制 度	同日	甲A123
17	大阪府堺市	堺市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A124
18	大阪府枚方市	枚方市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A125
19	岡山県総社市	総社市パートナーシップ・ファミリー シップ宣誓制度	同日	甲A126
20	熊本県熊本市	熊本市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A127
21	栃木県鹿沼市	鹿沼市パートナーシップ宣誓制度	同年6月3日	甲A128
22	宮崎県宮崎市	宮崎市パートナーシップ宣誓制度	同月10日	甲A129
23	茨城県	いばらきパートナーシップ宣誓制 度	同年7月1日	甲A165,166
24	福岡県北九州市	北九州市パートナーシップ宣誓制 度	同日	甲A164
26	愛知県西尾市	西尾市パートナーシップ宣誓制度	同年9月1日	甲A170
25	長崎県長崎市	長崎市パートナーシップ宣誓制度	同月2日	甲A169
27	兵庫県三田市	三田市パートナーシップ宣誓制度	同年10月11日	甲A271
28	大阪府交野市	交野市パートナーシップ宣誓制度	同年10月22日	甲A272
29	神奈川県横浜市	横浜市パートナーシップ宣誓制度	同年12月2日	甲A273
30	大阪府大東市	鎌倉市パートナーシップ宣誓制度	同月4日	甲A275

別紙1 パートナーシップ制度導入自治体一覧

31	神奈川県鎌倉市	大東市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A274
32	兵庫県尼崎市	尼崎市パートナーシップ宣誓制度	2020（令和2）年1月1日	甲A277
33	香川県三豊市	三豊市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A276
34	大阪府	大阪府パートナーシップ宣誓証明制度	同月22日	甲A278
35	埼玉県さいたま市	さいたま市パートナーシップ宣誓制度	同年4月1日	甲A279
36	東京都港区	みなとマリージュ制度	同日	甲A280
37	東京都文京区	文京区パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A281
38	神奈川県逗子市	逗子市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A282
39	神奈川県相模原市	相模原市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A283
40	新潟県新潟市	新潟市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A284
41	静岡県浜松市	浜松市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A285
42	奈良県大和郡山市	大和郡山市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A286
43	奈良県奈良市	奈良市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A287
44	香川県高松市	高松市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A289
45	徳島県徳島市	徳島市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A288
46	福岡県古賀市	古賀市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A290
47	宮崎県木城町	木城町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A291
48	埼玉県川越市	川越市パートナーシップ宣誓制度	同年5月1日	甲A311
49	愛知県豊明市	豊明市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A292
50	兵庫県伊丹市	伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度	同月15日	甲A312
51	兵庫県芦屋市	芦屋市パートナーシップ宣誓制度	同年17日	甲A313
52	神奈川県川崎市	川崎市パートナーシップ宣誓制度	同年7月1日	甲A314
53	神奈川県葉山町	葉山町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A315
54	三重県いなべ市	いなべ市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A316
55	大阪府富田林市	富田林市パートナーシップ宣誓証明制度	同日	甲A317
56	岡山県岡山市	岡山市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A318
57	兵庫県川西市	川西市パートナーシップ宣誓制度	同年8月1日	甲A319
58	京都府京都市	京都市パートナーシップ宣誓制度	同年9月1日	甲A320
59	大阪府貝塚市	パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A321
60	埼玉県坂戸市	坂戸市パートナーシップ宣誓制度	同年10月1日	甲A322
61	東京都小金井市	小金井市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の17
62	埼玉県北本市	北本市パートナーシップ宣誓制度	同年11月1日	甲A470の6
63	千葉県松戸市	松戸市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の15
64	栃木県栃木市	栃木市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の2
65	東京都国分寺市	国分寺市パートナーシップ制度	同月15日	甲A470の18
66	埼玉県鴻巣市	鴻巣市パートナーシップ宣誓制度	同年12月1日	甲A470の7

別紙1 パートナースhip制度導入自治体一覧

67	青森県弘前市	弘前市パートナーシップ宣誓制度	同月 1 0 日	甲A470の1
68	群馬県	ぐんまパートナーシップ宣誓制度	同月 2 1 日	甲A470の 5
69	群馬県渋川市	渋川市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の3
70	神奈川県三浦市	三浦市パートナーシップ宣誓制度	2 0 2 1 (令和 3) 年 1 月 1 日	甲A470の21
71	徳島県吉野川市	吉野川市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の35
72	香川県東かがわ市	東かがわ市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の37
73	広島県広島市	広島市パートナーシップ宣誓制度	同月 4 日	甲A470の34
74	兵庫県明石市	明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	同月 8 日	甲A470の29
75	埼玉県桶川市	桶川市パートナーシップ宣誓制度	同年 2 月 1 日	甲A470の8
76	高知県高知市	高知市パートナーシップ登録制度	同日	甲A470の41
77	埼玉県伊奈町	伊奈町パートナーシップ宣誓制度	同年 3 月 1 日	甲A470の9
78	京都府亀岡市	亀岡市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の28
79	埼玉県上尾市	神尾市パートナーシップ宣誓制度	同月 1 6 日	甲A470の10
80	群馬県安中市	安中市パートナーシップ宣誓制度	同年 4 月 1 日	甲A470の4
81	埼玉県越谷市	越谷市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の11
82	埼玉県三芳町	三芳町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の14
83	埼玉県本庄市	本庄市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の13
84	埼玉県行田市	行田市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の12
85	東京都国立市	くにたちパートナーシップ制度	同日	甲A470の20
86	東京都足立区	足立区パートナーシップ・ファミリーシップ制度	同日	甲A470の19
87	神奈川県大和市	大和市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の24
88	神奈川県茅ヶ崎市	茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の23
89	神奈川県藤沢市	藤沢市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の22
90	長野県松本市	松本市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の25
91	静岡県富士市	富士市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の26
92	愛知県豊橋市	豊橋市パートナーシップ制度	同日	甲A470の27
93	奈良県生駒市	生駒市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の32
94	奈良県天理市	天理市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の33
95	兵庫県西宮市	西宮市パートナーシップ宣誓証明制度	同日	甲A470の30
96	兵庫県猪名川町	猪名川町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の31
97	香川県土庄町	土庄町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の39
98	香川県小豆島町	小豆島町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の38
99	香川県多度津町	多度津町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の40
100	徳島県北島町	北島町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の36
101	大分県臼杵市	臼杵市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の42
102	宮崎県日南市	日南市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の43

別紙1 パートナーシップ制度導入自治体一覧

103	鹿児島県指宿市	指宿市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A470の45
104	宮崎県延岡市	延岡市パートナーシップ宣誓制度	同年4月26日	甲A470の44
105	千葉県浦安市	浦安市パートナーシップ宣誓制度	同年5月1日	甲A470の16
106	京都府長岡京市	長岡京市パートナーシップ宣誓制度	同年6月1日	甲A575
107	群馬県千代田町	千代田町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A576
108	埼玉県東松山市	東松山市パートナーシップ宣誓制度	同年7月1日	甲A577
109	神奈川県大井町	大井町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A578
110	神奈川県南足柄市	南足柄市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A579
111	石川県金沢市	金沢市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A580
112	愛知県豊田市	豊田市ファミリーシップ宣言	同月16日	甲A581
113	佐賀県	佐賀県パートナーシップ宣誓制度	同年8月27日	甲A582
114	三重県	三重県パートナーシップ宣誓制度	同年9月1日	甲A583
115	埼玉県入間市	入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A584
116	栃木県日光市	日光市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A585
117	山口県宇部市	宇部市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A586
118	徳島県三好市	三好市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A587
119	宮崎県新富町	新富町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A588
120	埼玉県久喜市	久喜市パートナーシップ宣誓制度	同年10月1日	甲A589
121	埼玉県毛呂山町	毛呂山町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A590
122	埼玉県川島町	川島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A591
123	神奈川県松田町	松田町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A592
124	滋賀県彦根市	彦根市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A593
125	京都府向日市	向日市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A594
126	岡山県備前市	備前市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A595
127	広島県安芸高田市	安芸高田市パートナーシップ制度	同日	甲A596
128	佐賀県唐津市	唐津市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A597
129	熊本県大津町	大津町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A598
130	沖縄県浦添市	浦添市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A599
131	埼玉県狭山市	狭山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同月11日	甲A600
132	徳島県那賀町	那賀町パートナーシップ宣誓制度	同年11月1日	甲A601
133	埼玉県ときがわ町	ときがわ町パートナーシップ宣誓制度	同年12月1日	甲A602
134	山梨県甲州市	甲州市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A603
135	岡山県倉敷市	倉敷市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A604
136	岡山県真庭市	真庭市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A605
137	香川県善通寺市	善通寺市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A606

別紙1 パートナーシップ制度導入自治体一覧

138	宮崎県えびの市	えびの市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A607
139	石川県白山市	白山市パートナーシップ宣誓制度	同月 1 0 日	甲A608
140	千葉県船橋市	ふなばしパートナーシップ宣誓制度	同月 1 6 日	甲A609
141	埼玉県草加市	草加市パートナーシップ宣誓制度	同月 2 0 日	甲A610
142	埼玉県所沢市	所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	2 0 2 2 (令和4) 年 1 月 1 日	甲A611
143	埼玉県日高市	日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A612
144	埼玉県飯能市	飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	同日	甲A613
145	広島県三原市	三原市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A614
146	鹿児島県鹿児島市	鹿児島市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A615
147	愛知県蒲郡市	蒲郡市パートナーシップ宣誓制度	同月 4 日	甲A616
148	埼玉県吉川市	吉川市パートナーシップ宣誓制度	同年 2 月 1 日	甲A617
149	東京都多摩市	多摩市パートナーシップ制度	同日	甲A618
150	千葉県市川市	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	同日	甲A619
151	神奈川県綾瀬市	綾瀬市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A620
152	神奈川県寒川町	寒川町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A621
153	青森県	青森県パートナーシップ宣誓制度	同月 7 日	甲A622
154	北海道江別市	江別市パートナーシップ宣誓制度	同年 3 月 1 日	甲A623
155	徳島県美馬市	美馬市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A624
156	佐賀県上峰町	上峰町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A625
157	埼玉県深谷市	深谷市パートナーシップ宣誓制度	同月 2 3 日	甲A626
158	北海道函館市	函館市パートナーシップ宣誓制度	同年 4 月 1 日	甲A627
159	北海道北見市	北見市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A628
160	秋田県	あきたパートナーシップ宣誓証明制度	同日	甲A629
161	秋田県秋田市	秋田市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A630
162	栃木県野木町	野木町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A631
163	群馬県吉岡町	吉岡町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A632
164	埼玉県熊谷市	熊谷市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A633
165	埼玉県富士見市	富士見市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A634
166	埼玉県八潮市	八潮市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A635
167	埼玉県吉見町	吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A636
168	埼玉県上里町	上里町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A637
169	埼玉県美里町	美里町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A638
170	埼玉県神川町	神川町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A639
171	埼玉県宮代町	宮代町パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	同日	甲A640
172	埼玉県鳩山町	鳩山町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A641

別紙1 パートナーシップ制度導入自治体一覧

173	埼玉県横瀬町	横瀬町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A642
174	東京都北区	北区パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A643
175	東京都武蔵野市	武蔵野市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A644
176	神奈川県厚木市	厚木市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A645
177	神奈川県海老名市	海老名市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A646
178	神奈川県平塚市	平塚市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A647
179	神奈川県二宮町	二宮町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A648
180	神奈川県開成町	開成町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A649
181	神奈川県中井町	中井町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A650
182	神奈川県山北町	山北町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A651
183	神奈川県大磯町	大磯町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A652
184	神奈川県愛川町	愛川町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A653
185	長野県駒ヶ根市	駒ヶ根市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A654
186	静岡県静岡市	静岡市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A655
187	静岡県湖西市	湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A656
188	岐阜県関市	関市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A657
189	愛知県高浜市	高浜市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A658
190	愛知県岡崎市	岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A659
191	愛知県新城市	新城市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A660
192	愛知県田原市	田原市パートナーシップ制度	同日	甲A661
193	京都府福知山市	福知山市パートナーシップ制度	同日	甲A662
194	兵庫県たつの市	たつの市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A663
195	兵庫県姫路市	姫路市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A664
196	岡山県笠岡市	笠岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A665
197	広島県廿日市市	廿日市市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A666
198	広島県府中町	府中町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A667
199	徳島県阿南市	阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	同日	甲A668
200	香川県さぬき市	さぬき市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A669
201	香川県観音寺市	観音寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A670
202	香川県綾川町	綾川町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A671
203	香川県宇多津町	宇多津町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A672
204	香川県まんのう町	まんのう町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A673
205	香川県琴平町	琴平町パートナーシップ制度	同日	甲A674

別紙1 パートナーシップ制度導入自治体一覧

206	福岡県	福岡県パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A675
207	福岡県粕屋町	粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度	同日	甲A676
208	福岡県福津市	福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A677
209	大分県豊後大野市	豊後大野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A678
210	大分県竹田市	竹田市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A679
211	宮崎県西都市	西都市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A680
212	宮崎県門川町	門川町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A681
213	東京都荒川区	荒川区同性パートナーシップ制度	同月25日	甲A682
214	愛知県春日井市	春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同年5月1日	甲A683
215	千葉県習志野市	習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	同年6月1日	甲A684
216	徳島県鳴門市	鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A685
217	香川県坂出市	坂出市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A686
218	高知県土佐清水市	土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度	同日	甲A687
219	宮崎県日向市	日向市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A688
220	埼玉県ふじみ野市	ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度	同年7月1日	甲A689
221	神奈川県清川村	清川村パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A690
222	愛知県豊川市	豊川市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A691
223	大阪府茨木市	茨木市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A692
224	鳥取県境港市	境港市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A693
225	熊本県菊池市	菊池市パートナーシップ宣誓制度	同月30日	甲A694
226	栃木県	とちぎパートナーシップ宣誓制度	同年9月1日	甲A695
227	栃木県佐野市	佐野市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A696
228	埼玉県三郷市	三郷市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A697
229	新潟県三条市	三条市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度	同日	甲A698
230	愛知県一宮市	一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A699
231	愛知県豊山町	豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A700
232	香川県三木町	三木町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A701
233	栃木県那須塩原市	なすしおばらパートナーシップ宣誓制度	同年10月1日	甲A702
234	神奈川県座間市	座間市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A703
235	福井県越前市	越前市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A704
236	愛知県みよし市	みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A705
237	和歌山県橋本市	橋本市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A706

別紙1 パートナーシップ制度導入自治体一覧

238	岡山県瀬戸内市	瀬戸内市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A707
239	岡山県美作市	美作市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A708
240	広島県海田町	海田町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A709
241	高知県黒潮町	黒潮町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A710
242	埼玉県戸田市	戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	同月 1 1 日	甲A711
243	東京都	東京都パートナーシップ宣誓制度	同年 1 1 月 1 日	甲A712
244	大阪府池田市	池田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A713
245	高知県南国市	南国市パートナーシップ登録制度	同日	甲A714
246	北海道帯広市	帯広市パートナーシップ制度	同年 1 2 月 1 日	甲A715
247	長野県長野市	長野市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A716
248	岡山県浅口市	浅口市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A717
249	石川県野々市市	野々市市パートナーシップ宣誓制度	同月 4 日	甲A718
250	岩手県一関市	いちのせきパートナーシップ宣誓制度	同月 2 4 日	甲A719
251	埼玉県白岡市	白岡市パートナーシップ宣誓制度	2 0 2 3 (令和 5) 年 1 月 1 日	甲A720
252	広島県三次市	三次市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A721
253	広島県府中町	府中町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A722
254	大分県日田市	日田市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A723
255	北海道苫小牧市	苫小牧市パートナーシップ制度	同月 4 日	甲A724
256	北海道岩見沢市	岩見沢市パートナーシップ宣誓制度	同年 2 月 1 日	甲A725
257	新潟県長岡市	長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	同日	甲A726
258	愛知県小牧市	小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同日	甲A727
259	富山県	富山県パートナーシップ宣誓制度	同年 3 月 1 日	甲A728
260	静岡県	静岡県パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A729
261	愛知県日進市	日進市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A730
262	高知県香南市	香南市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A731
263	熊本県菊陽町	菊陽町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A732
264	千葉県木更津市	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	同年 4 月 1 日	甲A733

別紙2 ファミリーシップ制度導入自治体一覧

	自治体名	制度名	ファミリーシップ制度開始日 (カッコ内はパートナーシップ制度開始日)	証拠
1	兵庫県明石市	明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	2021(2021)年1月8日 (同日)	甲A470の29
2	徳島県徳島市	徳島市パートナーシップ宣誓制度	2021年2月1日 (2020(令和2)年4月1日)	甲A288
3	東京都足立区	足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2021年4月1日 (同日)	甲A470の19
4	福岡県古賀市	古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2021年7月1日 (2020年4月1日)	甲A735
5	愛知県豊田市	豊田市ファミリーシップ宣誓制度	2021年7月16日 (同日)	甲A581
6	埼玉県入間市	入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2021年9月1日 (同日)	甲A584
7	徳島県三好市	三好市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2021年9月1日 (同日)	甲A587
8	埼玉県川島町	川島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2021年10月1日 (同日)	甲A591
9	埼玉県狭山市	狭山市パートナーシップ宣誓制度	2021年10月11日 (同日)	甲A600
10	埼玉県鴻巣市	鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2021年12月1日 (2020年12月1日)	甲A736
11	岡山県総社市	総社市ファミリーシップ制度	2021年12月1日 (2019(平成31)年4月1日)	甲A737
12	埼玉県所沢市	所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	2022(令和4)年1月1日 (同日)	甲A611
13	埼玉県日高市	日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年1月1日 (同日)	甲A612
14	埼玉県飯能市	飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	2022年1月1日 (同日)	甲A613
15	香川県三豊市	三豊市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年1月1日 (2020年1月1日)	甲A738
16	千葉県市川市	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	2022年2月1日 (同日)	甲A619
17	栃木県鹿沼市	鹿沼市パートナー・ファミリーシップ宣誓制度	2022年4月1日 (2019年6月3日)	甲A739
18	埼玉県吉見町	吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年4月1日 (同日)	甲A636
19	埼玉県宮代町	宮代町パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	2022年4月1日 (同日)	甲A640
20	静岡県湖西市	湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年4月1日 (同日)	甲A656
21	愛知県岡崎市	岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年4月1日 (同日)	甲A659
22	岡山県笠岡市	笠岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年4月1日 (同日)	甲A665
23	徳島県阿南市	阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	2022年4月1日 (同日)	甲A668
24	香川県観音寺市	観音寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年4月1日 (同日)	甲A670
25	福岡県粕屋町	粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度	2022年4月1日 (同日)	甲A676
26	福岡県福津市	福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年4月1日 (同日)	甲A677
27	大分県豊後大野市	豊後大野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年4月1日 (同日)	甲A678
28	愛知県春日井市	春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年5月1日 (同日)	甲A683
29	高知県土佐清水市	土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度	2022年6月1日 (同日)	甲A687

別紙2 ファミリーシップ制度導入自治体一覧

30	千葉県習志野市	習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	2022年6月1日（同日）	甲A684
31	徳島県鳴門市	鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年6月1日（同日）	甲A685
32	大阪府富田林市	富田林市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年7月1日（2020年7月1日）	甲A740
33	大阪府大阪市	大阪市ファミリーシップ制度	2022年8月1日 （2018（平成30）年7月1日）	甲A741
34	新潟県三条市	三条市パートナーシップ宣誓制度及びファミリーシップ宣誓制度	2022年9月1日（同日）	甲A698
35	愛知県一宮市	一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年9月1日（同日）	甲A699
36	愛知県みよし市	みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年10月1日（同日）	甲A705
37	愛知県豊山町	豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年9月1日（同日）	甲A742
38	岡山県瀬戸内市	瀬戸内市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年10月1日（同日）	甲A707
39	岡山県美作市	美作市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年10月1日（同日）	甲A708
40	沖縄県那覇市	那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録	2022年10月1日 （2016（平成28）年7月8日）	甲A743
41	埼玉県戸田市	戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	2022年10月11日（同日）	甲A711
42	東京都世田谷区	世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年11月1日 （2015（平成27）年11月1日）	甲A744
43	大阪府池田市	池田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2022年11月1日（同日）	甲A713
44	愛知県名古屋市	名古屋市ファミリーシップ制度	2022年12月1日	甲A745
45	新潟県長岡市	長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	2023年2月1日（同日）	甲A726
46	愛知県小牧市	小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2023年2月1日（同日）	甲A727
47	千葉県木更津市	木更津市パートナーシップ・ファミリーシッ	2023年4月1日（同日）	甲A733

	日付け	委員会等の名称	【質問者】 質問内容	岸田内閣総理大臣による答弁内容	証拠
①	2021(令和3)年10月11日	衆議院本会議	【枝野幸男議員(立憲民主党代表)】 性的指向や性自認を理由とした差別を禁止するLGBT平等法の制定と、同性カップルによる婚姻を可能にする法制度の実現を目指します。担当の大臣も設けます。 これらについての総理の見解をお聞かせいたします。	<u>同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えます。</u> また、性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えます。 多様性が尊重され、全ての人が互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け、関係大臣が連携して、しっかりと取り組んでまいります。	甲A803
②	2021(令和3)年10月12日	参議院本会議	【福山哲郎議員(立憲民主党)】 総理は所信で、多様性が尊重される社会を目指すと言いながら、実は、あの例示の中に性自認の話やLGBTなどに全く触れられていません。明らかに排除の論理が裏に隠れています。違和感を抱かざるを得ません。 G7で性的指向や性自認による差別を禁止する法制度を整備していないのは、何と日本だけです。前国会では、オリパラ開催国でありながら、自由民主党内での合意がまとまらず、LGBT理解増進法は潰れました。性的指向や性自認を理由とした差別の禁止に対する岸田総理の見解を伺います。 報道によると、先日、同性婚の実現を求めて永田町にも足を運ばれていたある女性（※福岡地方裁判所で係属中の同種訴訟の原告だった女性である。）ががんで亡くなりました。この方は、一昨年十二月の院内集会で、この命の話はどうか急いで決めてください、私が死ぬ前にどうか頼みますと言われていたそうです。今も生活上の困難を抱えながら同性婚の裁判を闘われている原告の方々がいらっしゃいます。 総理は、一度でも同性婚やLGBT平等法を求める集会に出席されて、当事者の話を聞かれたことがありますか。岸田総理、同性婚を実現されるおつもりがあるのですか。お伺いします。 選択的夫婦別姓も、LGBT平等法も、同性婚も、自由民主党政権では何年掛かっても実現しません。実現への最短距離は選挙で私たちが勝利することだ、そう私は確信をしています。	所信表明演説の中では、多様性が尊重される社会、若者も高齢者も、障害のある方もない方も、男性も女性も、全ての人が生きがいを感じられる社会を目指すと言及させていただきましたが、政府としては、選択的夫婦別氏制度について、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、更なる検討を進めてまいります。 性的指向や性自認を理由とした差別や同性婚についてお尋ねがありました。 性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えます。また、<u>同性婚に関しては、様々な意見や要望があることは承知しておりますが、その導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えております。</u> いずれにせよ、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け、引き続き様々な国民の声を受け止め、しっかりと取り組んでまいります。	甲A754
③	2021(令和3)年12月8日	衆議院本会議	【西村智奈美議員(立憲民主党)】 同性婚制度の導入についても、「我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えます。また、性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えます。多様性が尊重され、全ての人が互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け、関係大臣が連携して、しっかりと取り組んでまいります。」と岸田総理御自身が第二百五国会で答弁されておられますが、おっしゃっていることが支離滅裂です。青森県でこの問題に取り組んでこられた方は、同性パートナーが制度として認められるように、地方でも性的少数者が暮らしているようにと、闘病中ながら声を上げ続け、今年九月三十日にお亡くなりになりました。性的指向によって結婚を認めないことは不当な差別ではないのか、明確にお答えください。	<u>性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはなりません、同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えております。</u> いずれにせよ、全ての人が、お互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることができ、多様性が尊重される社会を実現すべく、しっかりと取り組んでまいりたいと考えます。	甲A805
④	2022(令和4)年1月19日	衆議院本会議	【小川淳也議員(立憲民主党)】 結婚に当たって姓の統一を強制する我が国の婚姻制度は、もはや先進国に例を見ないほど、極めて家父長的、前近代的なものと言わざるを得ません。あわせて、同性婚の問題についても、そろそろ国会は答えを出さなければなりません。 与党に反対派が多数おられることはよく承知の上で、総理に御提案です。 夫婦別姓、同性婚など、個々の人間観、人生観、社会観、家族観に関わるような政治課題については、必ずしも党派的政治色を前面に出すことは適切でなく、かつて子供への臓器移植を議論したときと同様、例えば、各党が党議拘束を解除し、それぞれの議員の良心と良識に委ね、法案の審議並びに採決を行うことも検討に値すると思われれますが、総理のお考えをお聞きしたいと思います。	選択的夫婦別氏制度及び同性婚に関する党議拘束についてお尋ねがありました。 党議拘束の在り方については、これは各党で御判断すべき事柄であり、内閣総理大臣としてその点についてお答えをすることは控えたいと思います。 選択的夫婦別氏制度の導入については、現在でも国民の間に様々な意見があることから、しっかりと議論し、より幅広い国民の理解を得る必要があると感じています。 <u>また、同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えております。</u>	甲A806

⑤	2022(令和4)年10月5日	衆議院本会議	【西村智奈美議員(立憲民主党)】 包摂社会の実現について伺います。 総理の所信表明で、新しい資本主義を支える基盤は、老若男女、障害のある方もない方も、全ての人が生きがいを感じられる多様性のある社会であると述べています。ここで多様性の全てを例示することは困難だとは思いますが、例示が極めて限定的で、多様性への認識が全く感じられません。例えば、性的指向や性自認にかかわらずなどの例示がない理由をお聞かせください。仮にまた所信表明の機会があるとすれば、少なくともこうした例示を入れていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。 昨年の代表質問でも、選択的夫婦別姓、同性婚の実現など、多様な生き方を可能とする制度の導入を求めましたが、先送りとの回答でした。これらの政策に強く反対してきたのが旧統一教会です。こうした政策判断の背景に旧統一教会と自由民主党の関係が影響していなかったか、お聞かせください。 旧統一教会との関係を絶つというのであれば、これらの政策課題についても改めて政府・与党内で議論、検討を進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。	多様性のある社会についてお尋ねがありました。 性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えており、政府としては、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け、引き続き、様々な国民の声を受け止め、しっかりと取り組んでまいります。 演説において多様性の内容を全てお示しすることが困難であることは御理解いただけるものと思いますが、所信表明演説で述べた多様性の中には、性的指向、性自認の多様性も含まれています。 また、政府の政策決定に当たっては、幅広く国民の意見や要望を聞くとともに、関係省庁、有識者、専門家、議員等の議論など様々なプロセスを経て政策を決定しており、御指摘は当たらないと考えております。 選択的夫婦別氏制度の導入については、現在でも国民の間に様々な意見があることから、しっかりと議論をし、より幅広い国民の理解を得る必要があると感じております。 <u>また、同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えております。</u>	甲A807
⑥	2022(令和4)年12月10日	消費者問題に関する特別委員会	【福島みずほ議員(社会民主党)】 国民にとっては、未来についての関係を絶つというのであれば、今後も関係持つと言っている議員は公認しないということですよ。それ当たり前ですよ。これから議論なんという問題じゃないじゃないですか。公認すべきではないですよ。 そして次に、統一教会の内部文書で、これは鈴木エイトさんが明らかにしましたが、第二次男女共同参画基本計画策定の際に、ジェンダーという言葉を使わせない、そのために安倍晋三さんと山谷えり子さんのチェックが受けられるように国会議員などに働きかけるという内部文書が明らかになりました。かくかくさようにいろんなところで影響を与えている、自民党の政策に関与していると思われまます。 憲法改正、家庭教育支援条例、家庭教育支援法案、青少年健全育成法案を進めること、これは政策協定書の中で、家庭教育支援法と青少年健全育成法を進めるということが政策協定書に盛り込まれています。選択的夫婦別姓やLGBT差別禁止法、同性婚法案の反対、性教育への反対など、政治に対する介入、関与を徹底的に明らかにすべきではないですか。	政府における政策決定については、まず、幅広く国民の皆さんの意見の要望、意見や要望を聞くとともに、関係省庁、有識者、専門家、そして国会議員などとの議論を経て政策決定を行う、様々なプロセスを経てこの政策を決定している、これが実態であります。いわゆる特定のこの一団体の要望によって政策が不当にゆがめられることはないと考えております。 これ、なお、御指摘の第二次男女共同参画基本計画には、ジェンダーという言葉は盛り込まれております。	甲A808
⑦	2023(令和5)年1月25日	衆議院本会議	【おおつき紅葉議員(立憲民主党)】 岸田総理は、統一地方選挙において、自民党の都道府県連に対して、旧統一教会との接点や関係遮断の意思を確認するよう指示をまだしていないのですか。これこそ総理のリーダーシップが問われているじゃないですか。この場で、全ての都道府県連に速やかに関係遮断の意思を確認させるとお約束ください。いかがですか。岸田総理、お答えください。 さて、総理、自民党はなぜLGBT差別解消法、同性婚、選択的夫婦別姓を認めないのですか。多様性を尊重する法整備は、G7各国を見ても日本のみ遅れています。同性婚の法制化は結婚の自由を認めるだけのこと。選択的夫婦別姓もそう。同性を選ぶ夫婦は同性、双方の前の姓を残したければ公的に認める。最高裁も二度にわたり国会での議論を求めています。こうした多様性を尊重すれば、一人一人がやりたい自分として輝き、力を発揮します。 岸田総理、LGBT差別解消法、同性婚、選択的夫婦別姓を認めませんか。お答えください。	理解増進法、同性婚、そして選択的夫婦別氏制度についてお尋ねがありました。 性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならない、これは当然のことであります。 その上で、それぞれについて申し上げますと、理解増進法案については、議員立法として議論があると承知しており、まずは、その動きを注視したいと考えております。 <u>また、同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えております。</u> 選択的夫婦別氏制度の導入については、現在でも国民の間に様々な意見があることから、しっかりと議論し、より幅広い国民の理解を得る必要があると考えております。 いずれにせよ、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会の実現に向け、引き続き、様々な国民の声を受け止め、しっかりと取り組んでまいります。	甲A809
⑧	2023(令和5)年1月26日		【水岡俊一議員(立憲民主党・社会民主党)】 異次元の少子化対策の異次元とは具体的にどのような意味ですか。少子化対策の一環として、多様な家族の在り方を認めない婚姻制度を改革し、選択的夫婦別姓制度や同性婚を導入する考えはありますか。	子ども・子育て政策は、最も有効な未来への投資であり、最優先の課題です。個々の政策の内容や規模面が重要であるということはもちろんですが、地域社会や企業の在り方も含めて、社会全体で子ども・子育てを応援するような社会全体の意識を高め、年齢、性別を問わず皆が参加する、こうした次元の異なる少子化対策を実現したいと考えております。 まずは、こども政策担当大臣の下、今の社会において必要とされる子ども・子育て政策の内容を具体化し、六月の骨太方針までに将来的な子ども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示をいたします。 そして、なお、選択的夫婦別氏制度の導入については、現在でも国民の間に様々な意見があることから、しっかりと議論をし、より幅広い国民の理解を得る必要があると感じています。<u>また、同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えております。</u>	
⑨	2023(令和5)年2月1日	衆議院予算委員会	詳細は不明。 同性婚の法制化に関する質問。	極めて慎重に検討すべき課題・・・家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だからこそ、社会全体の雰囲気もしっかり悪いをめぐらせて上で判断することが大事・・・	甲A810 甲A811
⑩	2023(令和5)年2月8日	衆議院予算委員会	【岡本章子議員(立件民主党)】 「変わってしまう」と言い直した点は当事者の方々からは重く受け止められている。総理自身はそういう意味はなかったとのこと。議論を前に進めていく決意を示されているということによろしいか。	私の表現については、家族間とも密接に関わる、国民に幅広く関わる課題であるということを示し上げたかったということ。 この問題について、国民各層の意見、もちろん大事です。国会における議論、もちろん大事です。そして今現在、同性婚に関する訴訟がおこなわれている。こういった動向。さらには地方自治体においてパートナーシップ制度の導入、こういったものが行われている。 こうした状況も注視した上で国民幅広く考えていくことが重要である。このように認識している。	甲A811

⑪	2023(令和5年)2月28日	衆議院予算委員会	不明詳細は不明。 野党議員から、同性婚を認めない現行法は差別に該当するのではないかとの質問。	<u>同性カップルに公的な結婚を認めないことは、国による不当な差別であるとは考えていない。</u>	甲A812
⑫	2023(令和5年)3月1日	衆議院予算委員会	詳細は不明。 野党議員から、前日に「同性カップルに公的な結婚を認めないことは、国による不当な差別であるとは考えていない。」と答弁したことについて、「同性婚」への偏見や差別があるのではないかとの質問。	<u>私は差別という感覚を持っているとは思っていない。憲法との関係においてもさまざまな議論があるが、少なくとも、「婚姻は同性の合意のみに基づいて成立する」という憲法24条との関係においては、憲法違反には当たらない・・・</u>	甲A812 甲A813